



国立大学法人 京都工芸繊維大学

# キャンパスマスタープラン2014

平成27年 3月

環境・施設委員会

歴史都市京都から世界のイノベーションをリードする  
デザイン・理工系人材育成のためのキャンパス整備に向けて

<目 次>

1. 緒言	
1-1 はじめに	1
1-2 本学の長期ビジョンと理念	3
1-3 本学のミッションと教育組織改革	5
1-4 本学の機能強化に向けた環境施設整備戦略	9
1-4-1 COG（グローバル拠点）	9
1-4-2 COI（イノベーション拠点）	9
1-4-3 COC（地域コミュニティ拠点）	10
2. キャンパス・マスタープラン 2014 の作成方針	11
2-1 はじめに	11
2-2 基本方針	12
2-3 整備方針	12
2-4 活用方針	14
3. 松ヶ崎・嵯峨キャンパスに関するマスタープラン	16
3-1 はじめに	16
3-2 松ヶ崎キャンパスのゾーニング	16
3-2-1 ゾーニングに関するこれまでの経緯	16
3-2-2 今後の移転実施方針	17
3-3 教育研究機能	18
3-3-1 教育研究スペース	18
（1）スペース配分の基本方針	18
（2）生命物質科学域	19
（3）設計工学域	19
（4）造形科学域	20
（5）繊維学域	20
（6）基盤教育学域	21
3-3-2 講義室（PBL、アクティブラーニング）	21
3-3-3 自学自習スペースとラーニングコモンズ	22
3-4 大学戦略推進機能	22

3-4-1	大学戦略推進機構	22
	(1) KYOTO Design Lab	22
	(2) COI ヘルスサイエンス拠点	23
	(3) COC 推進拠点	23
	(4) スーパーグローバル(SGU)大学推進拠点	24
	(5) 昆虫先端研究推進拠点(嵯峨キャンパス)	24
	(6) 先端ものづくり・繊維研究推進拠点	24
3-4-2	研究戦略推進本部	26
3-5	教育研究基盤機能	27
3-5-1	教育研究基盤組織	27
	(1) 附属図書館	27
	(2) 美術工芸資料館	28
	(3) 情報科学センター	29
	(4) 環境科学センター	30
	(5) 機器分析センター	31
	(6) アイソトープセンター	31
3-5-2	教育・学生支援組織	32
3-6	アドミニストレーション機能	33
3-7	アメニティ機能等	33
	(1) KIT HOUSE	33
	(2) 60周年記念館	33
	(3) プラザ KIT	34
	(4) エクステリア、植栽、景観等	34
	(5) 喫煙スペース	35
3-8	スポーツ、課外活動施設等	35
	(1) スポーツ施設・体育系クラブボックス	35
	(2) 文化サークル共同利用施設	36
	(3) 大学会館	36
	(4) ものづくり系課外活動スペース	36
3-9	歴史的建造物	37
3-10	学内交通環境	38
3-10-1	学内交通の基本ルール	38
3-10-2	駐車・駐輪スペース	38
	(1) 自動車駐車場	38
	(2) バイク駐輪場	39

(3) 自転車駐輪場と管理について	39
3-11 嵯峨キャンパスと上賀茂用地	40
(1) ショウジョウバエ遺伝資源センター	40
(2) 生物資源フィールド科学教育研究センター	41
(3) 学道会館等	41
(4) 上賀茂用地	42
4. 学外施設	43
4-1 国際交流会館（まりこうじ会館）	43
4-2 西陣宿舎、等持院宿舎	43
4-3 研究交流施設（工織会館）等	43
4-4 松ヶ崎学生館	44
4-5 D-l a bアネックス（ににぎ）等	44
4-6 KRPものづくり連携拠点	45
4-7 京丹後キャンパスおよび綾部地域連携室等	45
4-8 東京オフィス（OMOTE SANDO SPACE CAPSULE）	46
4-9 教養教育共同化施設「稲森記念会館」	46
5. 環境マネジメント・施設マネジメント	47
5-1 環境マネジメント	47
(1) 環境方針	47
(2) 環境マネジメントシステム	48
(3) エコキャンパス	48
(4) エネルギー管理標準	49
(5) ISO14001の全学認証取得	49
5-2 施設マネジメント	50
(1) 施設マネジメント方針	50
(2) ユニバーサル・デザイン	51
5-3 エネルギー供給計画	51
(1) 給水設備	52
(2) 排水設備	52
(3) ガス設備	52
(4) 電気・通信設備	53
6. 情報通信管理	53
7. 災害対策等	53
8. 施設の保守管理ほか	54

8-1	運転・維持管理	54
8-2	施設管理システム	54
8-3	廃棄物処理計画	54
8-4	防犯計画	54
8-5	施設管理運用規則	55
9.	結言	55
付録（施設関連委員会規則等）		
・	京都工芸繊維大学環境・施設委員会規則	57
・	京都工芸繊維大学環境・施設委員会施設整備計画専門部会細則	59
・	京都工芸繊維大学環境・施設委員会エネルギー管理専門部会細則	61
・	京都工芸繊維大学における共同利用に係る施設の活用に関する基本指針	63
・	京都工芸繊維大学共同利用スペース利用要項	64
・	京都工芸繊維大学共同利用スペースの利用料金等を定める要領	66
・	京都工芸繊維大学15号館（COCプラザ）利用要項	67

## 1. 緒言

### 1-1 はじめに

このたびこれまでのキャンパス・マスタープランを抜本的に改定し、「キャンパス・マスタープラン 2014」を作成することとなった。

国立大学法人化後の平成 18(2006)年、大学設置以来の工芸学部、繊維学部の2学部体制を工芸科学部1学部とする改組を背景として「キャンパス・マスタープラン 2006」が作成された。そこでは、教育研究のアカデミック・プランと環境施設のフィジカル・プランの相互連携の必要性が指摘され、それまでの長年の組織改定や建物新設に伴ってやむを得ず分散配置となっていたスペースを、教育研究の活性化および事務等業務の効率化の観点からキャンパス・ゾーニングについて検討を行い、教育研究の変革にも配慮して定期的に計画することの重要性が指摘されている。平成 21(2009)年には、大学創立 60 周年記念事業に向け、2006 年版をベースとしてキャンパス・マスタープラン 2009 年版が作成された。その後、平成 23(2011)年に民間委託事業としての学生宿舎(松ヶ崎学生館)を松ヶ崎キャンパス隣接地で建設することに向けて、2009 年版の小改定を行い 2011 年版が作成されている。

平成 25 (2013) 年度に、本学は文部科学省「地(知)の拠点整備事業(大学 COC)」に採択され、また同省「革新的イノベーション創出プログラム(COI STREAM)」に代表機関:京大大学の参画機関として加わった。さらに、平成 26 (2014) 年度には、国立大学改革プランにおける機能強化推進例として「世界水準の教育研究活動の飛躍的充実」を図る重点 12 大学に選ばれ、建築・デザイン分野で海外一線級大学等からの研究者招聘や海外拠点整備等の経費が措置された。加えて、「スーパーグローバル大学(SGU)創成支援事業」にも採択され、今後 10 年間の支援を受け大学のグローバル化を促進することとなった。

こうした背景のもと、本学では、本学の機能強化に向けた大学システム改革の柱として、次の3つのプロポーショナル改革を行うこととしている。すなわち①グローバル化に対応した教育の高度化のための資源再配分を実行する入学定員寸胴化、②イノベーション機能強化・組織活性化のための職位比率改革、③安定的な運営基盤確立のための収入比率改善、である。

このうち①は、教育組織改革であり、平成 25 年にデザイン・建築分野において学部定員減、大学院定員の大幅増を申請し、平成 26 (2014) 年 4 月からスタートしている。引き続き今年度、残りの全分野で、学部定員減、大学院定員増を伴う教育組織改革を提案し、次年度からの実施が確定している。この改革では、近年における専門技術者人材育成の観点から、学部課程、博士前期課程(修士課程)までの6年間を一貫したプログラムと考え、教養教育(リベラルアーツ)や課題解決型プログラム(PBL)を考慮した教育プログラムの充実が図られることとなっている。本学では、これに博士後期課程3年を加えて、「3×3構造改革」と呼んでいる。

今回の 2014 年版の作成は、本学が国民の負託をうけて進めている大学改革を背景として、

これまでのキャンパス・マスタープランの実行状況および現状の課題を考慮しつつ、抜本的な見直しを行っている。本キャンパス・マスタープランは、概ね平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの 5 年間の中長期的な展望を規定するものである。

「キャンパス・マスタープラン 2014」の主な目的は、次の 3 点である。

- 1) 平成 25（2013）年に発表した本学のミッション再定義と国立大学改革プランを踏まえた全学改革への施設環境面での対応プランを策定すること。
- 2) 持続的にキャンパス環境を維持するスペース配分・運用の基本ルールを策定するとともに、プロジェクト研究スペースを確保するための施策ともなるルールを考案すること。
- 3) COG（グローバル拠点）、COI（イノベーション拠点）、COC（地域コミュニティ拠点）の形成に伴う施設に関する基本整備・運用プランを策定すること。

アカデミック・プランの変化は、本マスタープランの目的 1)にあるように、当然、キャンパスのフィジカル・プランにおける計画の改定を求めることになる。

本マスタープランの目的 2)は、主として松ヶ崎キャンパスに関するものである。松ヶ崎キャンパスでは耐震補強工事が平成 26 年度末をもってほぼ完了するが、「キャンパスマスタープラン 2006、2009、2011」に明記されていたゾーニング整備を、この耐震工事に併せて実施したことにより、アカデミック・プランに対応する教育研究領域等のキャンパス内配置および面積がほぼ確定する。ただし、①に関連した若干の修正は残っている。このゾーニングがほぼ完成したことと、松ヶ崎キャンパスでは一部申請中のものもあるが、ほぼスペースの増加が望めない状況になりつつあること、また②の教員職位の比率変化に伴って、従来の面積配分ルールでは十全に対応できないことなどが予想され、スペースの配分ルールおよび活用ルールについて、抜本的な提案が必要と考えたことによる。もちろん、大学改革③の外部資金獲得にも関係する。

目的 3)は、学内スペースにも関係するが、これまでの京丹後施設、町家施設なども含め、COG、COI、COC の事業、研究拠点としての施設が必要となっており、その整備活用方針の策定等が望まれることによる。これも大学改革③にも関係する。

大学の施設は、特に法人化後、重要な経営資源の一つである。本学はこれまでもそのような観点でキャンパス・マスタープランを定め、施設マネジメントを行ってきた。今回、上記の背景のもと、より戦略的な施設マネジメントの遂行を目指している。

なお、次年度は第 2 期中期目標・中期計画の最終年度にあたり、次期中期目標・中期計画の策定年度である。本マスタープランは、前述したように本学の近年の大学改革の流れに沿ったものであり、基本的に次年度の中期目標・中期計画と相反することにはならないと考えている。

本学のキャンパスはさほど広いわけではないが、施設や環境整備にはかなりの費用と時間がかかる。それゆえ、本学の事業を展開するためのキャンパス整備の取組には、学長を中心とした法人の英断と、関係者の理解、協力、支援が必要となる。

## 1-2 本学の長期ビジョンと理念

平成 16 (2004) 年 4 月に国立大学法人としてのスタートにあたって、次の長期ビジョンを定め中期目標の前文に掲げている。

### 21 世紀の個性的な産業と文化を創出する「感性豊かな国際的工科系大学」づくり

歴史都市京都にあって、本学は、その前身校の時代から、伝統文化や伝統産業との深い結びつきを背景に、工芸学と繊維学にかかわる幅広い分野で常に先端科学の学理を探究し、「人に優しい実学」を志向する教育研究によって、広く産業界や社会に貢献してきました。

新たな世紀に踏み出した今、本学は、長い歴史の中で培った学問的蓄積の上に、感性を重視した人間性の涵養、自然環境との共生、芸術的創造性との協働などを特に意識した「新しい実学」を開拓し、伝統と先端が織りなす文化を創出する「感性豊かな国際的工科系大学」を目指します。

日本のものづくり文化の底流にある「わざ」と「こころ」を「技術知」と「デザイン知」として展開することを通して、ヒューマン・オリエンティッドテクノロジーの確立に努め、21 世紀の世界に向けて積極的に貢献したいと考えています。

このため、以下の課題に全力をあげて取り組みます。

1. 豊かな感性に導かれ、心身の活力と充足感をもたらす新しいサイエンスとテクノロジーの開拓
2. 歴史都市京都から世界に発信する、人間・環境・産業・文化調和型の個性あふれる先端テクノロジーの研究開発
3. 新分野を開拓するチャレンジ精神を持ち、世界で活躍できる確かな力量と豊かな感性を備えた人材の育成

同年 11 月には、教育研究や大学運営における理念を次のように制定した。

## ◆ 理 念

### 感性豊かな国際的工科系大学を目指して

京都工芸繊維大学は、遠く京都高等工芸学校及び京都蚕業講習所に端を発し、時代の進展とともに百有余年にわたり発展を遂げてきた。本学は、伝統文化の源である古都の風土の中で、知と美と技（わざ）を探究する独自の学風を築きあげ、学問、芸術、文化、産業に貢献する幾多の人材を輩出してきた。本学は、自主自律の大学運営により国立大学法人として社会の負託に応えるべく、ここに理念を宣言する。

## 基本姿勢

京都工芸繊維大学は、未来を切り拓くために以下の指針を掲げ、教育研究の成果を世界に向けて発信する学問の府となることを使命とする。

- 人類の存在が他の生命体とそれらを取りまく環境によって支えられていることを深く認識し、人間と自然の調和を目指す。
- 人間の感性と知性が響き合うことこそが、新たな活動への礎となることを深く認識し、知と美の融合を目指す。
- 社会に福祉と安寧をもたらす技術の必要性を深く認識し、豊かな人間性と高い倫理性に基づく技術の創造を目指す。

## 研究

京都工芸繊維大学は、建学以来培われてきた科学と芸術の融合を目指す学風を発展させ、研究者の自由な発想に基づき、深い感動を呼ぶ美の探求と卓越した知の構築によって、人類社会の未来を切り拓く学術と技芸を創成する。

## 教育

京都工芸繊維大学は、千年の歴史をもつ京都の文化を深く敬愛するとともに、変貌する世界の現状を鋭く洞察し、環境と調和する科学技術に習熟した国際性豊かな人材を育成する。そのため、自らの感動を普遍的な知の力に変換できる構想力と表現力を涵養する。

## 社会貢献

京都工芸繊維大学は、優れた人的資源と知的資源とを十分に活かし、地域における文化の継承と未来の産業の発展に貢献するとともに、その成果を広く世界に問いかけ、国際社会における学術文化の交流に貢献する。

## 運営

京都工芸繊維大学は、資源の適正で有効な配置を心がけ、高い透明性を保ちつつ、機動的な判断と柔軟かつ大胆な行動をもって使命を達成する。

### 1-3 本学のミッションと教育組織改革

平成 25 (2013) 年 11 月に、文部科学省「国立大学改革プラン」における「社会の変化に対応できる教育研究組織づくり」として、本学と文科省が客観的データに基づいた意見交換の結果、次のような強み・特色・社会的役割（ミッション）を整理し、公表している。

【N054 京都工芸繊維大学】

	京都工芸繊維大学 工学分野
学部等の教育研究組織の名称	工芸科学部(第1年次:585 第3年次:45) 工芸科学部【夜間】(第1年次:40 第3年次:5) 大学院工芸科学研究科(M:430 D:46)
沿革	明治 32(1899)年 京都蚕業講習所創立 明治 35(1902)年 京都高等工芸学校創立 昭和 19(1944)年 京都繊維専門学校、京都工業専門学校に改称 昭和 24(1949)年 新制京都工芸繊維大学工芸学部・繊維学部設置 昭和 40(1965)年 大学院工芸学研究科修士課程設置 昭和 41(1966)年 大学院繊維学研究科修士課程設置 昭和 63(1988)年 大学院工芸科学研究科博士前期課程・後期課程設置 平成 18(2006)年 工芸科学部設置
設置目的等	<p>京都工芸繊維大学工芸科学部・工芸科学研究科の母体の一つである京都高等工芸学校は、実業教育が発展する中、美術及び学理を応用し工芸技術を修得する学校を美術工芸の最も盛んな京都に設立すべきとの貴・衆両院の建議等を踏まえ、明治 35 年に設置され、昭和 19 年に京都工業専門学校と改称された。</p> <p>同じく母体の一つである京都蚕業講習所は、日本蚕糸業の量的拡大の中、蚕種検査員や養蚕伝習所教師等の不足に対応すべく、広く西日本全域を対象とする蚕業講習所を京都に置くこととして明治 32 年に設置され、大正 3 年に文部省直轄の京都高等蚕業学校となり、昭和 6 年に京都高等蚕糸学校、昭和 19 年に京都繊維専門学校と改称された。</p> <p>昭和 24 年の新制国立大学としての発足時、両前身校は、京都工芸繊維大学工芸学部及び繊維学部として承継され、その後、昭和 40 年に工芸学研究科修士課程、昭和 41 年に繊維学研究科修士課程が設置された。</p> <p>昭和 63 年には、テクノロジーと人間との結びつきにかかるソフト面を志向した教育研究を推進し、創造的な研究能力や該博な学識、豊かな人間感性等を備えた研究者・専門技術者の養成を目的とした工芸科学研究科博士課程が設置された。</p> <p>平成 18 年には、全学協力体制により、大学院と一体化した教育研究の更なる充実・強化を図るため、従来の 2 学部を発展的に統合して工芸科学部が設置された。</p>
強みや特色、社会的な役割	<p>京都工芸繊維大学は、地元「京都」に立脚し、伝統文化・地場産業等と深くかかわりながら、工学的学術基盤を生かした「ものづくり」にかかわる実学中心の教育研究を展開するとともに、繊維学を起源とするカイコや桑など昆虫・植物等に係る農学分野の教育研究も併せて推進し、更に芸術的視点や先端性・地域性等を総合した「工芸科学」を志向しており、以下の強み</p>

	<p>や特色、社会的な役割を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 科学と芸術の融合や京都の地域性・伝統文化等を踏まえた工芸科学教育を展開し、課題解決能力や豊かな感性をもった国際的高度専門技術者育成を一層進展させ充実するとともに、21世紀型のイノベーション基盤を支える先端的・独創的な研究能力を有する人材育成の充実を図る。</li> <li>○ KITスタンダードや総合型ポートフォリオ、川下り方式インターンシップ等、独自の質保証・教育システムを生かしつつ、社会的要請や国際的水準を踏まえた教育改革を進め、グローバルに活躍できる工学系人材として必要な能力を修得する学部教育や、学部段階からの連続性・一貫性を踏まえた大学院教育を目指し不断の改善・充実を図る。</li> <li>○ 建築学やデザイン学、高分子・繊維材料、高分子化学などの前身校以来の高い研究実績と、機械力学や熱工学、メディア情報学、電子システム工学分野などの高い研究実績を生かしつつ、先端的な研究を推進するとともに、応用昆虫学・微生物学等の農学分野や生活科学などの豊かな実績を踏まえた工芸科学の展開を図る。</li> <li>○ 中小企業支援や京都府北部との連携等、産業・文化振興等に係る地域連携・社会貢献実績及び、教養教育の共同化や大学ミュージアム連携等の大学間連携実績を生かしつつ、地域の産学公連携を更に推進し、地域社会の発展・活性化や教育研究の高度化に資するなど、地域における中核機関としての役割を果たす。また、我が国の繊維産業基盤を支える様々な取組をはじめ、世界最大規模のショウジョウバエ遺伝資源や世界的にも芸術的・学術的価値の高い美術工芸資料等、オンリーワンの実績やリソースを生かした諸活動を推進し、広く社会に貢献する。</li> <li>○ 近畿地区の国立大学工学系学部では唯一の夜間主コースや大学院における社会人受け入れ実績及び、企業人向け講習会等の実績を生かしつつ、学部・大学院を通じた社会人教育の更なる充実や産業人材の資質向上のための教育プログラムの積極的展開などを通じ、地域の産業界の高度化・活性化に資する。</li> </ul>
--	---

本学でも、社会情勢の急速な変化の中、このミッション再定義に関する作業を行いつつ、いくつかの構想、プロジェクトの提案を行ってきた。なかでも本学の強みとして掲げた建築学やデザイン学に関わる造形科学域は、過去に採択された大学院 GP 事業や残念ながら採択には至らなかったリーディング大学院構想、これまでの実績などを基盤に、グローバル展開を意識した教育プログラムの改定、すなわち教育組織の改組に取り組み、平成 26 年度の概算要求事項となった。その結果、平成 26(2014)年 4 月には、学部造形工学課程のデザイン・建築学課程への改組、大学院博士前期課程の 3 専攻を 2 専攻に、博士後期課程の 1 専攻を 2 専攻に改組した。引き続き、高分子・繊維材料、高分子化学を中心とした繊維科学関係、および電子システ

ム工学を中心としたグリーン・イノベーション関係やその他の学部課程、大学院専攻においても、平成 27 年度の教育研究組織再編の審査に申請し、平成 27(2015)年 4 月からの実施が認められることとなった。それらの新旧対照を次ページの図に示す。

こうした学部課程、大学院専攻の改組、教育プログラム改革、大学マネジメント改革への取り組みの中、本学は、建築・デザイン分野における海外大学のユニット誘致や海外拠点整備などにより機能強化を推進する構想を提案し、それが 18 の国立大学の機能強化策として選ばれ、予算措置がされている。本学では、直ちに KYOTO Design Lab を組織し、産業革命以後のものづくりを通じた近代産業、ものを介した近代社会のあり方、つくられ方を、次世代を見据えて抜本的に改革すべく、まずは建築・デザイン分野のグローバル展開、地球規模の潮流誘起に向けた活動を開始している。引き続き、本学の強みとされた高分子・繊維材料、およびグリーン・イノベーション分野に KYOTO Design Lab の活動を拡げていく予定である。KYOTO Design Lab は、新しく設置した学長を長とする大学戦略推進機構に置かれ、ユニット誘致に伴う教員人事や諸規則などの運営事項が極めて迅速に行われている。この機構には、本学の COC、COI 拠点も置かれることとなった。

なお、教育研究組織の再編に伴って、教員組織の見直し再編も必要となってくる。研究力の向上のための若手研究者比率を上げる職位比率改革も実行するために、教員人事、教員組織のあり方に関する改革も平成 27 年度に向けて準備している。また、現在、COC 事業の一環として京都北部および北近畿の地方創生に国立大学としての直接的貢献を目指して、福知山市にある閉学後未利用であった高等学校校舎を活用して分校を設置し、学位プログラム「地域創生 Tech Program」の開設を検討している。

平成 25 (2013) 年度まで

		工学科学部		工学科学研究科			
				入学定員	博士前期課程	入学定員	博士後期課程
生命物質科学域	応用生物学課程	50	応用生物学専攻	40	生命物質科学専攻	15	
	応用化学系	生体分子応用化学課程	50	生体分子工学専攻			35
		高分子機能工学課程	50	高分子機能工学専攻			35
		物質工学課程	65	物質工学専攻			48
設計工学域	電子システム工学課程	60	電子システム工学専攻	40	設計工学専攻	9	
	情報工学課程	60	情報工学専攻	40			
	機械システム工学課程	85	機械システム工学専攻	55			
	デザイン経営工学課程	40	デザイン経営工学専攻	18			
造形科学域	造形工学課程	125	造形工学専攻	25	造形科学専攻	8	
			デザイン科学専攻	17			
			建築設計学専攻	25			
			先端ファイブプロ科学専攻	30	先端ファイブプロ科学専攻	8	
			バイオベースマテリアル学専攻	22	バイオベースマテリアル学専攻	6	
夜間主コース	先端科学技術課程	40					
		学部入学定員総計	625	博士前期課程入学定員総計	430	博士後期課程入学定員総計	46
		学部収容定員総計(含む編入)	2600	博士前期課程収容定員総計	860	博士後期課程収容定員総計	132



平成 27 (2015) 年度より (造形科学域については平成 26 年度より)

		工学科学部		工学科学研究科			
				入学定員	博士前期課程	入学定員	博士後期課程
生命物質科学域	応用生物学課程	48	応用生物学専攻	40	バイオテクノロジー専攻	6	
	応用化学系	生体分子応用化学課程	48	材料創製化学専攻	33	物質・材料化学専攻	13
		高分子機能工学課程	48	材料制御化学専攻	32		
		物質工学課程	63	物質合成化学専攻	33		
		機能物質化学専攻	32				
設計工学域	電子システム工学課程	58	電子システム工学専攻	50	電子システム工学専攻	5	
	情報工学課程	58	情報工学専攻	46	設計工学専攻	10	
	機械工学課程		機械物理学専攻	37			
			機械設計学専攻	30			
デザイン経営工学課程	38	デザイン経営工学専攻	20				
造形科学域	デザイン・建築学課程	110	デザイン学専攻	25	デザイン学専攻	7	
			建築学専攻	75	建築学専攻	5	
繊維学域			先端ファイブプロ科学専攻	35	先端ファイブプロ科学専攻	8	
			バイオベースマテリアル学専攻	22	バイオベースマテリアル学専攻	6	
基盤教育学域							
夜間主コース	先端科学技術課程	30					
		学部入学定員総計	583	博士前期課程入学定員総計	510	博士後期課程入学定員総計	60
		学部収容定員総計(含む編入)	2432	博士前期課程収容定員総計	1020	博士後期課程収容定員総計	180

#### 1-4 本学の機能強化に向けた環境施設整備戦略

本学は、COG（グローバル拠点）、COI（イノベーション拠点）、COC（地域コミュニティ拠点）の形成を機能強化の基本プランに掲げている。

##### 1-4-1 COG（グローバル拠点）

COG（グローバル拠点）の形成においては、国立大学機能強化における海外ユニット誘致事業によって KYOTO Design Lab が組織され、それに伴う設備機器の整備が措置された。平成 26（2014）年度に既存施設である東 1、2 号館 1 階を中心とした改修と既存スペースの当面の利用により、それらの機器配置を行ったが、造形科学域の教育研究環境を圧迫することになっており、平成 27 年度に（仮称）デザインファクトリー新設の予算要求を行ったが、国の財政事情もあり見送られている。デザインファクトリー新設については引き続き平成 28 年度予算への申請を行っていく予定である。D-Lab アネックス（ににぎ）、TOKYO ギャラリー（アーツ千代田 3 3 3 1）の管理活用も必要である。

一方、平成 27（2015）年度からの高分子・繊維材料、グリーン・イノベーション分野の研究重点型ユニット誘致に関しては、ゾーニングと耐震改修の終了により、関係研究領域近くでの共同利用スペースや総合研究棟のスペースを活用していく予定である。これらのスペースには、交流スペースなどの研究環境整備も図る必要がある。

また「スーパーグローバル大学(SGU)創成支援事業」〈OPEN-TECH INNOVATION～世界に、社会に開かれた工科大学構想～〉では、平成 26（2014）年度竣工の 15 号館において、海外研究者、企業、自治体関係者、本学教員および学生の交流スペースとして「TECH SALON」を整備している。SGU 事業では、教育プログラムのグローバル化のみならずキャンパス環境を含む大学全体のグローバル化を促進していくことも求められている。松ヶ崎キャンパスにおいては、スピーキングテストなどの実施に向けた英語教育環境整備、自学自習環境整備、講義室整備や（仮称）国際交流館（移築予定寄附建物）の建設などを進めていかなければならない。国外においては、ジョイントディグリー大学院の設置を行う予定のタイ国でのオフィス整備が必要である。

##### 1-4-2 COI（イノベーション拠点）

COI（イノベーション拠点）活動については、京都大学を中核拠点とする「革新的イノベーション創出プログラム COI STREAM：活力ある生涯のための Last5X イノベーション拠点」のサテライト拠点として「COI ヘルスサイエンス拠点」を大学戦略機構の下に設置している。現在の研究活動拠点は 15 号館を中心に行っているが、より研究を推進させるためにもゾーニングと耐震改修の終了後に見直しを行うことも考慮している。同様に、京都高度技術研究所を中核機関とする科学技術振興機構 JST の「京都地域研究成果展開事業（スーパークラスタープログラム）：クリーン・低環境負荷社会を実現する高効率エネルギー利用システムの構築」のコア

クラスター参画機関として、研究環境の確保も重要である。また、本学と京都試作センター共同提案による「データマイニング、遺伝的アルゴリズム、迅速試作技術融合による『進化的ものづくりシステム』の構築に向けた研究開発」が、内閣府「SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）/革新的設計生産技術」に採択されている。本学ものづくり教育研究支援センターにおいて「超多機能・多工程集約複合加工機」の開発が行われる予定であり、そのスペース確保を図る必要がある。

### 1-4-3 COC（地域コミュニティ拠点）

COC（地域コミュニティ拠点）の形成においては、「地（知）の拠点整備事業（大学COC）」に採択後、平成25（2013）年10月に京都リサーチパーク内京都府産業支援センターに「ものづくり連携拠点（大学連携試作技術開発拠点）」（COIにも関連）を設置するとともに、平成26（2014）年3月に綾部工業団地にある日東公進（株）の施設内に京都府北部・中丹地域の企業と大学を直接つなぐ窓口として「綾部地域連携室」を開設した。同年10月には松ヶ崎キャンパス内に社会貢献（地域貢献）に利用する新施設として15号館（COCプラザ）をオープンした。本学は、COC事業採択前から社会貢献をミッションの重要事項として取りくんできており、産学官の連携を推進するために平成2（1990）年に地域共同研究センターを設置した。その後、平成17（2005）年にインキュベーションセンターを増築した。平成21（2009）年には、両施設を統合して創造連携センターとし、現在に到っている。地域連携としては、平成16（2004）年の「平成の大合併」で誕生した京丹後市と平成17年12月に包括協定を結び、平成18（2006）年9月には京丹後キャンパス地域連携センター（有期無償貸与）を開設している。京丹後市は、平成26（2014）年の政府の「まち・ひと・しごと創生法」のモデル事業として「新シルク産業創造」を開始し、本学は無菌養蚕で連携することとなり、閉学されていた京丹後市弥栄町旧溝谷小学校を研究施設として改修計画が進んでいる。さらに現在、北京都・北近畿の地域創生に資することを目的とした新たな人材育成事業の試みに取り組んでいる。これは、工芸科学部に学位プログラムとして「地域創生Tech Program」を開設し、3年次後半の教育研究を福知山市で行おうとするものである。その拠点施設として分校を福知山市内に置く予定で文部科学省と交渉中である。また、綾部市においては、グンゼ（株）、京都府、綾部市、本学で「北京都ものづくりパーク（仮称）」の構想を検討している。

以上の3拠点形成の施設整備に関するほか、松ヶ崎キャンパスにおいては、残っているゾーニング整備を引き続き進めるとともに、ラーニングcommonsやアクセシビリティ・コミュニケーション支援室（仮称）などの教育研究環境整備、エネルギーおよび水資源の改良整備なども整備していかなければならない。嵯峨キャンパスにおいては施設の有効活用をはかる組織改編を行いつつ、整備計画を検討していく必要がある。

## 2. キャンパスマスタープラン 2014 の作成方針

### 2-1 はじめに

昭和 56（1981）年本学は、美術工芸資料館建設に際し、既存の教育・研究ゾーンの研究棟配置を基礎に、比叡山への軸線を基軸とする松ヶ崎キャンパスの骨格を定めた。これに基づき平成 3（1991）年、1 号館の建設により中央広場を中心とする枠組みを確立し、その後、1 号館 2 期建物、総合研究棟（現 13 号館）、8 号館、大学会館等の建設の過程でこの軸線にまわりつくように 2 つの中世ヨーロッパ風のポケットパークを整備し、人の憩える、豊かなキャンパス構成の骨格確立を目指した。

工科大学である本学の専門分野は、大きく 3 つのグループ（学域）に分類される。法人化当初、応用生物・応用化学系からなる学域は、基本的に旧繊維棟（現 2 号館）、工芸物質工学棟（現 12 号館）のある西部構内北部付近が拠点としていたが旧専門共通教育研究室は離れていた。二つ目の学域は、工学的ものづくりを中心に、西部構内南部を拠点として教育研究を展開していたが、機械実習室や研究室の分散配置や電子・物理系等の慢性的な面積不足が深刻化していた。三つ目の学域である建築・デザイン系は、東部構内を拠点として教育を展開していたが、西部構内に教育・研究スペースが散在し、機能的な障害が残っていた。また、基盤教育の研究室は分散し、グループとしての拠点形成には大掛かりな見直しが必要な状況であった。

「キャンパス・マスタープラン 2006」の策定に際し、教育研究の活性化および事務等業務の効率化の観点からキャンパス・ゾーニングの重要性が記され、「キャンパス・マスタープラン 2009」ではゾーニング整備が明記された。

今回の緊急経済対策、耐震対策等の老朽改善対策事業により、平成 26（2014）年度末には、一部の小規模建物を除いて基本的な耐震安全性が確保されることになり、ほぼ建物の耐震化工事が完了する見通しとなった。この耐震工事に併せて、「キャンパスマスタープラン 2009」に明記した教育研究領域等に基づくゾーニング整備も精力的に進めてきた。ゾーニング整備は、工事期間中の避難移転費用の無駄をできるだけ避けるのみならず、工事移転に伴う学生の教育研究の停止期間を出来るだけ短くするとともに、これからの教育研究の人材育成環境の基盤整備と考え、場合によっては自己資金の導入の決断も行って着実に実行してきた。それゆえ、現時点で基本的な基盤整備に一つの目途が立ったと考えている。

今後は、残されている小規模建物の耐震補強工事を着実に実施しながら、学内施設のよりきめ細かな整備を行うとともに、松ヶ崎・嵯峨の両キャンパスのみならず、学外、国外も含めた拠点の整備、またサステイナビリティキャンパスとしての運用面に関する整備についても更に検討を進めるマスタープランを作成する必要がある。

本章では、これまでの整備実施の結果を踏まえて、基本方針、整備方針、活用方針について記す。

## 2-2 基本方針

本学の歴史的背景と理念、またミッションの再定義を踏まえ、さらに現状での本学の課題と持続性・将来性を加味して、以下の基本方針でマスタープランの作成にあたる。

- 1) わが国の産業を基本的に支えるとともに、イノベーションを創出しうる実践的理工系高度人材 (TECH LEADER) を育成する教育研究環境の高度化を推進する。
- 2) 本学の強みと特色を活かして戦略的に取り組む教育研究分野等のための環境整備、またその国際的地位を確立するための戦略的な国際拠点等の設置、整備を推進し、強みと特色をさらに国内外に明瞭に示すための整備を行う。
- 3) 京都府（特に北部）、京都市を中心とした地域産業や地域社会の人材育成および地域の課題解決等に取り組む拠点形成のために、学内外の整備を推進する。
- 4) 本学関係者のみならず、訪問者、周辺住民にとっても文化的に豊かで、快適な環境づくりを目指すとともに、省エネルギーや IT 環境などの先端科学技術を見据えた環境づくりを心掛ける。
- 5) エネルギー使用を効率制御するなどの環境マネジメント、災害対策もふまえた安全マネジメント、スペースの有効活用のための運用マネジメント、施設を健全に維持していくための補修マネジメントなど、大学環境のトータル・サステナビリティを確保する整備を行う。

## 2-3 整備方針

前節の基本方針に基づき、以下の整備方針で取り組む。

- 1) 本学が教育研究活動において、これまで重視してきた実験・実習のための基本的スペースの整備は、今回のゾーニング移転に伴って、かなり実施できた。しかしながら、本学が目指しているイノベーションを創出しうる実践的理工系高度人材を育成するためには、さらに高度な実験機器等の設置も望まれており、そのためのスペース確保が必要である。これらは、共同利用施設である機器分析センター等の整備等で対応していく。また、イノベーション創出には、課題解決型のアクティブ・ラーニングが不可欠であり、学内各所にグループ討議等に供するラーニング・コモンズ型のスペースの整備等、量から質の確保に重点をおく。なお、東部構内の造形科学域のスペース不足も緩和する必要がある。加えて、自学自習スペースをさらなる増加も検討しなければならない。
- 2) 平成 26 (2014) 年度に国立大学の機能強化で予算措置され、本学大学戦略推進機構に設置された KYOTO Design Lab、COC および COI の活動スペースの確保など環境整備に積極的に取り組み、全学的なイノベーション創出機運を高める。また、本学の強み・特色となっている ショウジョウバエ遺伝資源センター、繊維科学センター等の環境整備に取り組む。
- 3) 本学の強み・特色を踏まえ、海外ユニット交流やジョイントディグリーなどのグローバル化推進に資するため、東南アジア、ヨーロッパ等へのオフィス設置、東京オフィスの設置、ま

た京都府北部の廃校校舎などを活用した地（知）の拠点の施設整備に取り組む。

- 4) 前章にも記したように、本学は前身校の時代から数えると百年を超える歴史を有し、登録有形文化財指定の建物も有している。今年度には文化財建物である3号館の修復を終え、次年度からは本部棟として活用する予定である。加えて、京都高等工芸学校創立時の教授であった武田五一氏設計の洋館の寄贈移築が行われる予定であり、寄附者の意向もあり留学生を中心とした国際交流拠点として整備する予定である。また、松ヶ崎キャンパスの本学建物群は、新旧含め概ね統一的なデザインの採用とキャンパス内に植生する多様な樹種、さらに比叡山、松ヶ崎東山、高野川といった自然環境に恵まれている。こうした学内および周辺環境に尚一層配慮したキャンパス整備を行う。嵯峨キャンパスについても同様とする。特に、今後はエクステリア整備、およびキャンパスの外周（ペリフェリ）整備に注力する。
- 5) 本学は理工系実験・実習が教育研究の基幹をなしており、エネルギー使用量も多くなりがちである。省エネルギーへの取り組みとともに、太陽光発電、自家発電等を利用したパワーエレクトロニクス技術の活用も視野にいたした整備を検討する。さらに、ユビキタス時代に相応しい情報環境を整備するとともに、3)の学外施設等との通信環境整備も現在以上に取り組む。水資源（雨水、井水）、排水、廃液・廃棄物など、ISO14001を基盤とした環境マネジメントシステムの充実を推進するとともに、安全面も加味した環境安全マネジメントシステムの構築なども含め、実験機器、薬品等の安全な管理運用にも配慮した環境整備を行う。
- 6) 本学では、海外の卓越したデザイナー、研究者らのユニット誘致などによる教育研究のグローバル化を図っており、招致研究者らの研究室やワークショップ等の同行学生の活動スペースの確保、ならびに滞在するための宿舎確保について施策が必要であり、検討整備する。
- 7) 松ヶ崎キャンパス内の自動車、自動二輪車の駐車については、基本的に順調に制御できている。一方、これまで幾度も検討され、試行されてきた自転車の構内交通・駐輪問題に対しては、周辺住民にも迷惑をかけており、不退転の覚悟で挑戦しなければならない。駐輪場までの経路の厳密な分離や、駐輪場維持の年間利用料金制度の導入、学内規則に反する行為に対する厳格な取り締まりなど、施設面および運用面の対策を講じる。また歩車道の舗装材などの工夫により快適な歩行環境を整備する。
- 8) 松ヶ崎キャンパス内の喫煙に関しては、現在、学内3カ所（東部構内2カ所、西部構内1カ所）に限定して運用している。喫煙は疫学研究によって特定の疾病リスクについて喫煙者集団が高いことが知られており、健康への影響は無視できない。また、2020年東京オリンピックまでに公共の場を全面禁煙に、という動きもある。しかしながら、成人が自己責任のもとストレス解消等のための喫煙を全面禁止できる状況には至っていない。それゆえ、受動喫煙のおそれをできるだけ回避できる場所を選び、学内数カ所に喫煙所を設ける。今回のゾーニング移転の最終段階で、本部機能を登録文化財である3号館に集約する予定であるが、これまで主として事務局、図書館利用に供していた図書館北側の喫煙所を廃止し、東部構内1

カ所、西部構内2カ所とすることについて検討する。

- 9) 地震、台風などの大規模災害時には、学生・教職員の安全と基本業務の遂行が可能となるように耐震補強ならびに自家発電装置の設置を行った。また、京都市地域防災計画に基づき、本学に京都市左京区災害ボランティアセンターを設置することとなっており、キャンパス周辺住民の避難場所としても期待されている。こうした機能を果たすために、備蓄倉庫や井水などの災害時対応の整備を進める。
- 10) 本学の共同利用スペース（競争的スペース）の確保については、各棟分散型ではなく独立棟として、総合研究棟（13号館）、プロジェクトセンター（4号館）を設置し、教育研究プロジェクトに対応してきた。教育研究分野を集約するゾーニング整備に伴う4号館の2階以上の先端ファイブ専攻への配分、教育研究センターの設置による面積配分のため、共同利用スペースが減少することとなった。学内規定では教育研究スペースの2割を共同利用スペースとしている。現状では特に支障は出ていないが、中長期的な整備需要の把握や段階的な整備の検討を行うと共に適正な競争的スペースの見直しも必要な時期に来ている。
- 11) 松ヶ崎キャンパス内の建物整備およびゾーニング整備は、ここ数年でかなり進展し、床面積の増加がほとんど望めない状況になっている。スペースの増加はすべての構成員の願いではあるが、現況から松ヶ崎キャンパス内のスペースの活用について、新たなルールづくりが必要となっており、本マスタープランでそのルール策定に向けた考え方を示す。スペースへの課金制度や使用契約などについても早急に検討し、本マスタープラン期間の初期には提示する。
- 12) 戦略的整備（Strategy）、地球環境の持続可能性（Sustainability）、安全・安心（Safety）の観点から、国の政策との関連性も踏まえ、耐震化整備や組織改革に伴う施設整備に際し、多様な財源を活用し、戦略的に整備を行ってきた。今後は特に循環型施設整備体制の構築や充足率の目標値設定に伴う、整備後の維持管理や施設運営のコストを念頭に置いた総合的なライフサイクルコストの検証を進めていく。

## 2-4 活用方針

キャンパスの施設や環境が整備されても、運用ルールが整備されていないと、スペースの有効活用につながらず、大学活動の活性化に寄与できない。現在の大学活動は、教育研究のみならず地域社会との係わり方においても、常に流動的で、本来容易には変更しにくい施設用途や管理にも影響を及ぼしている。大学活動の不断の検証、見直しの中で、キャンパス施設等の活用方針の検討は重要であり、今回のマスタープラン策定を機に、以下の活用方針の原則を定める。

- 1) 一連のゾーニングは、学部・大学院の教育課程・専攻に関することについては概ね目途がたつたが、松ヶ崎キャンパスにおいては、本学が戦略的に展開していく拠点施設や教育研究センターの整備は、これからである。学内諸スペースの見直しを図りながら、既存施設を活用

した計画を策定し、出来るだけ早い実現を目指す。この計画には、京都府内等の学外連携機関と提携を図り、廃校校舎などの施設活用も視野に入れる。

- 2) 嵯峨キャンパスにおいては、既存施設の活用を基にした研究拠点（ショウジョウバエ遺伝資源センターやバイオメディカル教育研究センター等）の整備および生物資源フィールド科学教育センターの整備を計画する。京都上賀茂用地については、今後の維持、活用も含めて抜本的な検討を行う。
- 3) 松ヶ崎キャンパスにおいては、学生に関する専門教育研究に必要なスペース配分は、現状の部門（「部門」は教員所属組織であったが、平成 27 年度より教育組織と教員ピアレビュー組織の分離に伴い教育組織「学域」を中心としたスペース配分となる）等配分総面積をベースに、学生 1 人当たりの面積が平等になるよう、基本的に、学生収容定員に応じた配分とする。そこには、その教育研究分野に関係する教員のスペースも含むこととする。配分は、ある程度のまとまった面積となるよう同一教育分野の学域等へ行うことを基本とする。基本的に、使用する学域等と、年度ごとの確認、見直しを行い、全学課金制度のもとで、算定配分面積の過不足を調整する。
- 4) 3) のスペースには、基本的に、海外ユニット招致に伴う研究者等の研究室や同行学生の活動拠点スペースなどを含め、学域や専門分野毎に予め共用スペースとして確保しておくことを義務づける。海外ユニットの滞在用宿舎については、民間不動産会社等との提携により、確保を目指す。
- 5) 松ヶ崎キャンパスを含むすべての本学施設において、単位面積当りの課金の基礎は、原則、学内光熱水費の平均値を基に検討するが、平均値を超える電気量、水使用量などがある場合は別途基準の策定を検討し、必要な経費には、予算措置で対応する。
- 6) 教員研究室およびその教員が管理する実験室においては、入居時に使用契約を結び、移動があればその都度契約を結び直す。また年度毎に更新を行う。更新時には、鍵の管理、危険物等の管理、室の使用状況などのチェックを行う。これらは環境・安全マネジメントシステムとも協力して行う。なお、退職等により室を明け渡す際には、入居時に復元することを原則とする。
- 7) 学生宿舎として民間委託している松ヶ崎学生館および本学国際交流会館（まりこうじ会館）では、日本人学生と留学生や外国人研究者、また地域周辺住民との交流が図れる運用を工夫する。まりこうじ会館は、設備の老朽化等が進んでおり計画的に改修を行っていく必要がある。松ヶ崎会館と同様に、補修経費負担・管理委託等による民間資本の導入も検討する必要がある。
- 8) 本学職員宿舎である西陣宿舎、等持院宿舎の改修計画、その資金計画をたてておく必要がある。特に、西陣宿舎は、老朽化も著しく、機能性の面からも問題がある。民間資本を活用した計画の検討やアセットマネジメントの導入を検討する。

### 3. 松ヶ崎・嵯峨キャンパスに関するマスタープラン

#### 3-1 はじめに

平成 26 (2014) 年度末をもってほぼ耐震補強工事が完了し、「キャンパスマスタープラン 2006」および「2009」に明記し、この耐震工事に併せて実施してきた教育研究領域等に基づくゾーニング整備もほぼ目途がたってきた。この間、学生食堂 (KIT HOUSE) の建て替え、60 周年記念館の建設や、また京都ノートルダム女子大との土地交換によるキャンパス隣接地への民間委託による学生宿舎 (松ヶ崎学生館) の建設、本学敷地内での京都ノートルダム女子大によるノートルダム館 (東 3 号館) の建設・利用・本学への譲渡なども行われた。国からは施設整備費補助金が予算措置され、新専攻であるバイオベースマテリアル学が入れる総合教育研究棟 (14 号館) と COC プラザ棟 (15 号館) の建設が行われ、加えて耐震補強工事に伴うゾーニングの推進のために本学独自資金による物理系総合実験棟 (9 号館) の建設も行った。

平成 27 (2015) 年 3 月には、3 号館の耐震補強工事が竣工予定であり、一部小規模建物を除いて耐震補強工事は終了するが、いくつかの建物で老朽化による機能改修の必要性が残っている。大学機能強化で予算措置された KYOTO Design Lab の活動拠点や海外拠点等の整備も必要である。また、教育研究センター等の整備や課外活動・スポーツ施設の整備、エネルギーの効率的運用システム、駐輪問題が課題の学内交通システム、盗難等に対する防犯システム、防災・避難拠点 (備蓄など) システムなど、計画的に整備を進めていかなければならない課題が多く残っている。本章では、これらの課題について具体的な構想、課題を提示しておく。

#### 3-2 松ヶ崎キャンパスのゾーニング

##### 3-2-1 ゾーニングに関するこれまでの経緯

20 世紀後半の学部学科、大学院専攻の新設・再編や定員増などによって、松ヶ崎キャンパス内では、タコ足的、飛び地的な研究室、実験室配置となっており、またいわゆる資格面積のもともとの充足度の違いも相まって学生用実験・実習室、教員研究室などの面積の過不足も深刻な状況にあった。そこで当時の施設委員会において、全学的な面積充足度が平均化するような試算を基に、面積が過となる学科・専攻から、活用されていない室の提供の申し出を促すとともに、併行して委員会側は全学の室の活用度調査を行に基づき調整を図ったが、既得権に伴う出し惜しみもあり、ごく一部についての飛び地的な室の利用者の変更にとどまった。こうした調整方法では、学生が教員を探して学内をあちこち移動したり、研究室が離れていることにより、同一の学科・専攻であっても学生同士が学内でほとんど出会わなかったりするなどの問題が解消されるわけでもなく、また教員同士のコミュニケーションの問題も解決されないことは明らかである。

それゆえ、自己資金を投入して、まず大型の実験機器等が比較的少ない造形工学科・専攻において、当時 4 棟に分かれていた諸室を、第 1 ステップである程度 6、8 号館に移動させ、新設で

タコ足、飛び地状態であったデザイン経営工学科・専攻を1号館に集めることを行った。その後、第2ステップで東1、2号館に造形工学科・専攻を移動させた。その結果、新設以来、学内のあちこちに教員がいた先端ファイブ科学専攻がある程度6号館に、また面積が過小であった電子情報工学科にいくぶんかのスペース増を行うことが可能となった。

その後に予算措置された耐震補強工事では、既にゾーニング移転を済ませていた東1号館、6号館、7号館では居ながら改修補強工事を行うこととし、機能改修も含めた工事を行う2号館南・中・北棟、4号館、5号館、12号館では、改修後の入居時にある程度のゾーニング整備を実施した。また、10号館、11号館は居ながら改修補強工事とし、以後の改修時のゾーニングに備えた。

平成25(2013)年度には、前年度補正予算もあり、東2号館、3号館北棟、体育館を含む体育関連施設に加え、西部構内西北角に総合教育研究棟(14号館)と(仮称)キャリア開発リージョナルプラザ(15号館(COCプラザ棟))の新設が措置された。これにより松ヶ崎キャンパス内の耐震補強工事は一部の建物を除いて、ほぼ完了することになるが、3号館には物理系の実験室がいくつかあり、工事中の避難、改修後の復帰には多額の移転経費がかかり、かつ学生の教育研究が実施できない期間が長くなることが問題となった。そのため自己資金による総合実験棟の建設を決断した。さらに総合教育研究棟と(仮称)キャリア開発リージョナルプラザの建設には、建設予定敷地に平家の実験実習棟があり、これを一旦更地としなければならず、この移転先も必要となった。これらの背景のもと、かなりのゾーニング計画を実施できる機会として、一連の耐震補強、施設整備事業を積極的に活用することとした。「資料編:キャンパスマスタープラン重点事項」に平成23(2011)年度の整備途中状況と整備完了時配置〔平成27(2015)年度以降の見込み〕状況を示す。

### 3-2-2 今後の移転実施方針

平成27(2015)年3月には3号館の耐震補強・改修が竣工し、これまで学内各所に分散していた事務機能のある程度集約し、大学機能の強化を図る。企画運営戦略の強化、特に、外部資金獲得機能を強化するためのURA機能や研究推進、産学連携、地域連携等を法人との密接な連携で遂行できるようにする。

ゾーニングで未だ残っている10号館の生命物質科学域研究室の12号館移転を出来るだけ早く行い、移転後の基盤教育学域英語、数学の学科目分野の整備を進める。また、6号館改修のため学内の分散避難していた先端ファイブ専攻を、出来るだけ次年度中に、4号館に集めるようにする。

平成27年度予算では、課外活動施設の改修が予定され、課外活動機能を大学会館へ移転させるための内装工事を行う必要がある。また、その課外活動施設の1階には、災害備蓄品や事務書類が保管されており、その移転先として以前から構想されていた松ヶ崎学生館の東側空地での倉庫建設、および3号館北側中庭に事務倉庫を設置する予定である。また、本学資金で、薬品庫等の

小規模建物の耐震補強工事を行う予定である。さらに保健管理センター内の改修によって(仮称)アクセシビリティ・コミュニケーション支援室を整備し、大学会館内のコミュニケーション支援室を統合移転させる。

3号館への本部移転、創造連携センター内の産学連携推進室等の移転後の利用としては、基盤教育学域人間教養学科目等の担当教員室、大学院リベラルアーツ演習室等が考えられる。また、繊維科学センター、伝統みらい教育研究センターのスペース確保も図らなければならない。

平成28年度の予算要求には、引き続き(仮称)デザインファクトリーを第1とするが、この施設が確保されることによって、3号館に仮置きされている機器や8号館に残されている造形科学域スペースの集約が終了することになる。

これら残されたゾーニング等の移転完了を前提として、使用できる床面積を精算した後、各教育研究分野へのスペース配分量を示し、自学自習スペース等の面積捻出の可能性も検討する。

また、東1号館、10号館並びに7号館は、建設後40年以上経過し、過去に耐震補強のみ実施されているが、内部のインフラ機能の劣化のため機能改修が必要となっている。これらの建物の整備と併せて屋外ライフラインの整備が今後の整備目標である。

### 3-3 教育研究機能

#### 3-3-1 教育研究スペース

##### (1) スペース配分の基本方針

今回のマスタープラン策定を機に、講義室等を除く学域等の各教育研究分野が使用出来るスペースについて、配分の基本方針を定めるものとする。

- 1) 松ヶ崎キャンパスにおける学生の教育研究(教育上の研究も含む)に必要なスペース配分は、現状をベースに学生1人当たりの面積が平等になるよう、基本的に、学生収容定員に応じた配分とする。そこには、その教育分野に関係する教員のスペース等も含むこととする。
- 2) 配分スペース算定方法
  - ① 現在定められている部門のスペースの総和を配分元の面積  $S_0$  とする。
  - ② 基本的に、学生の配属がない基盤教育学域を担当する教員のスペース  $S_b$  は、現在のスペースを割り当て、①の  $S_0$  から  $S_b$  を減じた面積  $S_A$  とする。
  - ③  $S_A$  を、基盤教育学域を除く学域毎に学生収容定員の割合で配分する基本面積とする。
  - ④ ③の配分面積  $S_A$  を学部課程、大学院専攻毎に収容定員に応じて配分する。このとき学部生を1.0、大学院博士前期課程学生(M学生)を1.5(繊維学域は2.0)、後期課程学生(D学生)を3.0とする係数を定め、それぞれ収容定員にそれらの係数を乗じた値の総和を配分時の基礎値とする。
  - ⑤ 平成27年度の教育組織改組の完成年収容定員により、本マスタープランの配分面積を算定する。表3.1に算定基礎データを示す。

3) テニユアトラック教員および若手教員については、良質な研究環境を提供できるよう、法人施設委員会は、各学域に配慮を要請、指導する。

表 3.1 面積配分基礎学生数の算定基礎データ

学域	工芸科学部						工芸科学研究科										換算 収容 定員	配分 比率
	課程	1年次 学生入 学定員 B(1)	学生収 容定員 B(2)	3年次 編入学 生定員 B(3)	3年次 編入学 生収 容定員 B(4)	学部収 容定員 B(2)+ B(4)	博士前期課程専攻	学生入 学定員 M(1)	学生収 容定員 M(2)	補正係数		M 収容定 員	博士後期課程専攻	学生入 学定員 D(1)	学生収 容定員 D(2)	補正 係数		
生命物質 科学域	応用生物学課程	48	192	3	6	198	応用生物学専攻	40	80	120.0		120	バイオテクノロジー専攻	6	18	54	1167	0.263
	生体分子応用化学課程	48	192	12	24	660	材料創製化学専攻	33	66	99.0		99	物質・材料化学専攻	13	39	117		
	高分子機能工学課程	48	192				材料制御化学専攻	32	64	96.0		96						
	物質工学課程	63	252	物質合成化学専攻	33	66	99.0		99									
設計工学 域	電子システム工学課程	58	232	5	10	242	機能物質化学専攻	32	64	96.0		96	電子システム工学専攻	5	15	45	1231	0.278
	情報工学課程	58	232	15	30	742	電子システム工学専攻	50	100	150.0		150	設計工学専攻	10	30	90		
	機械工学課程	82	328				情報工学専攻	46	92	138.0		138						
	デザイン経営工学課程	38	152	20	40	60.0	60	機械物理学専攻	37	74	111.0		111					
								機械設計学専攻	30	60	90.0		90					
	デザイン学専攻	20	40	60.0		60												
造形科学 域	デザイン・建築学課程	110	440	10	20	460	デザイン学専攻	25	50	75.0		75	デザイン学専攻	5	15	45	868	0.196
	建築学専攻	75	150	225.0	140	140	建築学専攻	7	21	63								
							先端ファイブロ科学専攻	35	70	140	140	先端ファイブロ科学専攻	8	24	72			
	バイオベースマテリアル学専攻	22	44	88	88	バイオベースマテリアル学専攻	6	18	54	142	0.032							
夜間	先端科学技術課程	30	120	5	10	130												
		583	2332	50	100	2432		510	1020		1587	60	180	540	4429	1.000		

## (2) 生命物質科学域

教育組織である生命物質科学域は、平成 27 年度から応用生物系の応用生物学課程、博士前期課程応用生物学専攻および博士後期課程バイオテクノロジー専攻と、応用化学系の生体分子応用化学課程・高分子機能工学課程・物質工学課程、博士前期課程材料制御化学専攻・材料創製化学専攻・物質合成化学専攻・機能物質化学専攻および博士後期課程物質・材料化学専攻からなっている。教員組織である学系は、応用生物学系、材料化学系、分子化学系となる。

教育組織である応用生物系と教員組織である応用生物学系の多くは、主に 2 号館南棟および中棟 3 階を使用しており、応用化学系と材料化学系、分子化学系は、主に 1 号館、2 号館北棟、12 号館および応用化学実験棟を使用している。現時点でゾーニングの完了していないところもあるが、次年度にはほぼ終了予定である。

生命物質科学域では、学域共通の化学実験室のほか、3 年次後半等からの研究室配属後および大学院生の生物あるいは化学系研究実験室の占める割合が高く、ほとんどの配分面積は、教員居室、大学院生居室（4 年次学生を含む）を除くと、それらの研究実験室にあてられている。改組による大学院生増や研究留学生増に伴い、全般的にスペースが不足しているが、松ヶ崎キャンパスでの床面積増は望めず、不用の実験機器等の廃棄などによる整頓に努めるとともに、機器分析センターの整備や運用のシステム化によって、分析・測定機器等の共通化を推進するなどの工夫が必要である。

薬品類については、保管庫、化学物質・高圧ガス管理システム (KITCRIS) の厳格な運用に努め、不用なものについては廃棄処理等を進めることが重要である。

### (3) 設計工学域

教育組織である設計工学域は、平成 27 年度から電子システム工学課程、博士前期課程・博士後期課程電子システム工学専攻と、学部情報工学課程・機械工学課程・デザイン経営工学課程、博士前期課程情報工学専攻・機械物理学専攻・機械設計学専攻・デザイン経営工学専攻および博士後期課程設計工学専攻からなっている。教員組織である学系は、電気電子学系、情報工学・人間科学系、機械工学系となる。

デザイン経営工学課程・専攻を除いて、3 年次終了までの学生は、共通の実験あるは実習授業のための室を使用し、研究室配属が行われる 4 年次以降に専用のスペースをもつことになる。情報工学課程・専攻の研究室・実験室・演習室等は、6 号館 5 階、8 号館にある。電子システム工学課程・専攻の研究室・実験室・演習室等は、5～8 号館にある。機械工学課程・機械系専攻の研究室・実験室・演習室は、10、11 号館にある。8 号館地階には、クリーンルームが設置されている。

デザイン経営工学課程・専攻の学生は、造形科学域の学生同様、1 号館 3 階にデザイン演習等のためのスペースが 1 年次から用意されている。研究室・実験室・演習室等は、1 号館 4，5 階および 8 号館に一部配置されている。

### (4) 造形科学域

教育組織である造形科学域は、平成 26 年度からデザイン・建築学課程、博士前期課程・博士後期課程デザイン学専攻と建築学専攻からなっている。

教員組織である学系は、デザイン・建築学系である。

この学域の学生は、1 年次から実習のための専用のスペースが用意されている。そのため、他の学域とは異なり、教員を中心とした研究実験室はなく、教員は教員居室のみである。また実習課題用の機器のスペースあるいは教育用の実験スペース、ゼミ室などは全て共通であり、それらの利用には、ネットによる管理運用システムが導入されている。建物としては、東キャンパスの東 1，2 号館を使用しているが、映像室が 8 号館 1 階に残っている。また、1 号館地階に建築系実験室があり、東部機械室を紙漉、陶芸の実習授業に使用している。西キャンパスに造形工房があるが、これはものづくり教育研究センターに移管予定である。

なお現在、KYOTO Design Lab の活動のため、東 1，2 号館のかなりのスペースを割いており、演習室として、講義室棟である東 3 号館（ノートルダム館）1 階の旧ノートルダム事務室、図書館および学外隣接のヴォーリーズ館を利用しており、早急な改善が必要な状況である。

### (5) 繊維学域

教育組織である繊維学域は、平成 27 年度の新設であるが、既存の博士前期課程・博士後期課程先端ファイブ科学専攻とバイオベースマテリアル学専攻からなっている。教員組織である学系

は、繊維学系である。

学生は大学院生であり、入学当初から教員を中心とした研究実験室、大学院生居室での学習・研究活動となる。14号館の完成により、学内各所に分散していたバイオベースマテリアル学専攻は、その14号館に集結することができた。しかしながら、先端ファイブ科学専攻は、6号館の耐震改修に伴い、現在、4号館と一時移転で学内各所に散らばっており、平成27(2015)年度中の4号館への集結を急いでいる。なお、4号館に隣接する6号館地階にも実験室がある。

### (6) 基盤教育学域

教育組織である基盤教育学域は、言語学科目、数学・物理学科目、人間教養学科目からなり、教員組織である学系は、基盤科学系である。現在、言語学科目担当教員は10号館3階、13号館(総合研究棟)の一部と東1号館の一室に分散している。数学・物理学科目担当教員のうち物理学担当教員は、平成26(2014)年に新築した9号館と学生用物理実験室のある8号館に、数学担当教員は、10号館3階に集結しており、数学サポートセンターや物理学サポートセンターの活動も行えている。人間教養科目担当教員は、10号館3階、13号館(総合研究棟)の一部と東1号館の一部を使っている。スポーツ担当の教員は1号館と東プレファブ棟を使用している。

この学域には、直接的には学生は所属していないが、基盤科学系教員が担当している学部課程、大学院専攻の学生が実験室、研究室にいる場合もあり、学生居室スペースもある程度必要となる。

10号館3階には、ゾーニング途中の応用化学系の研究実験室等が一部残っており、平成27(2015)年度中には、12号館への移転完了後に、改修を速やかに行い、数学及び、特に英語教員の環境整備を進める予定である。英語を除く言語科目担当教員とスポーツ担当を含む人間教養科目担当教員は、現本部棟(東4号館)の法人、事務が3号館に移転した後に、改修を行い、集結することを検討している。本学の教育改革の特長である3×3による大学院リベラルアーツのセミナー科目のための演習室や、スポーツ系実験室を整備する予定である。

### 3-3-2 講義室(PBL、アクティブラーニング)

耐震改修およびゾーニングによる講義室の研究室への転換もあったが、東3号館(ノートルダム館)が本学に移管されたことや京都府立大学構内に建設された教養教育共同化施設「稲森記念会館」により、講義室は確保されている。しかしながら、言語科目の少人数クラスの同時開講のための講義室確保や、PBL(Project/Problem Based Learning)やアクティブラーニングを行うような授業科目スペースを整備する必要がある。総合教育センターでのカリキュラムポリシーに基づく教育プログラムの吟味を経て、講義型授業とPBL型授業のバランスを検討し、それに合わせた整備計画をたてる。

授業形式の変化に伴って、設置しておくべき講義室の設備も変化していく。時代の要請、教員、学生の意見を十分に聴取して、効果的な授業が実施できるよう整備計画をたて、継続的に実施し

ていく。

### 3-3-3 自学自習スペースとラーニングコモンズ

現在、附属図書館と大学会館の2階に自学自習スペースを設けている。かなりの使用頻度があり、ゾーニング終了時の教育研究スペース配分時に各学域に設けることを計画し、設置する予定である。また、講義棟である東3号館の1階で、現在造形科学域が演習室として使用しているスペースが、デザインファクトリー棟の設置により使用可能となった場合に、自学自習スペースとする計画である。

ラーニングコモンズについては、附属図書館のグローバルコモンズと15号館のテックサロンがその機能を担っているが、デザインファクトリー棟の設置が実現すれば、そこに開設する予定である。また、ゾーニング終了時には、2号館南棟の1階にも設けることが可能となる。

### 3-4 大学戦略推進機能

平成25(2013)年の機能強化を機に、学長をリーダーとする大学戦略推進機構が組織され、KYOTO Design Lab、COIヘルスサイエンス拠点、COC推進拠点が設置された。平成26(2014)年にはスーパーグローバル大学(SGU)創成支援事業に採択され、SGU推進拠点も設置された。

教育研究機能に関する平成27(2015)年度の改革に併せて、既存の教育研究センターおよび業務管理センターの改革再編が検討され、平成27(2015)年7月を目途に、前述の3拠点に加えて、嵯峨キャンパスのショウジョウバエ遺伝資源センター、生物資源フィールド科学教育研究センターと昆虫バイオメディカル教育研究センターの3センターを統合した「昆虫先端研究推進拠点」の設置とものづくり教育研究支援センター、繊維科学センターおよび伝統みらい教育研究センターの3センターを統合した「先端ものづくり・繊維研究推進拠点」の設置が予定されている。

この大学戦略推進機構内の拠点には、これまで時限付きで設置してきたプロジェクト研究センターの配置も予定されている。

また、創造連携センター、ベンチャーラボラトリー、知的財産センターおよび研究推進本部を一体的に統合して、URA機能を強化した研究戦略推進本部の設置も予定されている。

#### 3-4-1 大学戦略推進機構

##### (1) KYOTO Design Lab

平成26(2014)年度の国立大学機能強化によって組織されたKYOTO Design Labは、設置当初、施設スペースを有しない拠点であり、事業経費による設備機器の設置のため、造形科学域の東1, 2号館の改装により金属加工、木加工室、塗装ブースの整備を行った。また、耐震改修の終了していた3号館北棟にデジタルファブリケーションの仮使用、演習室の東3号館(ノートルダム館)への仮移転の措置を行っている。その結果、造形科学域の教育研究環境を圧迫することになって

いる。

KYOTO Design Lab の活動の中心である海外一流ユニットの招致による教員滞在室やワークショップ・スペースの確保を目指して、平成 27 年度に（仮称）デザインファクトリー新設の予算要求を行ったが、国の財政事情もあり見送られている。これについては引き続き平成 28 年度予算への申請を行っていく予定である。望まれる成果を確実に、かつ顕著に挙げるためにも、本学の特長となるデザインファクトリーの新設は最重要事項である。

なお、KYOTO Design Lab では、これまで本学が借用していた三条通りの町家（ににぎ）を活用して D-Lab アネックスとし、さらに東京都千代田区に TOKYO ギャラリー（アーツ千代田 3 3 3 1）を開設している。

## （２） COI ヘルスサイエンス拠点

本学は、平成 26（2014）年度から京都大学を中核拠点とする「革新的イノベーション創出プログラム COI STREAM：活力ある生涯のための Last5X イノベーション拠点」のサテライト拠点として「COI ヘルスサイエンス拠点」を大学戦略機構の下に設置している。現在の研究活動拠点は 15 号館を中心に行っているが、手狭であることは否めず、より研究を推進させるためにも見直しを行うことも考慮している。また、研究成果の実装実験を構内で行うことも検討している。

イノベーション研究としては、高分子・繊維材料、グリーン・イノベーション分野の研究重点型ユニット誘致が平成 27 年度の機能強化で措置されており、これまで取り組んできた JST の「京都地域研究成果展開事業（スーパークラスタープログラム）：クリーン・低環境負荷社会を実現する高効率エネルギー利用システムの構築」のコアクラスター参画機関としての役割を果たすためにも、研究スペース環境の確保が重要である。関係研究領域近くでの共同利用スペースや総合研究棟のスペースを活用していかなければならない。

## （３） COC 推進拠点

本学は、舞鶴工業高等専門学校との共同申請によって、平成 25（2013）年度「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」採択され、その推進拠点として、平成 26（2014）年に新築された 15 号館（COC プラザ）に地域・社会連携室をおき、事業を実施している。COC 推進拠点は、平成 26（2014）年 3 月に設置され、COC 事業を統括し、府内の各自治体と連携し、地域の産業・文化芸術振興、工学系人材の育成に向けて取り組んでいる。

本学の地域貢献の 3 本の柱は、

- ・ 地域振興に資する工学系高度専門技術者の養成
- ・ 工学分野（機械・材料・物質・生命科学・デザイン・建築等の領域）における研究成果の地域への還元
- ・ 地域の企業・学校・市民等への「知」の提供

であり、京都市や北京都における企業向け技術相談・研修や、地域活性化プロジェクトの実施、小中高等学校向け理科教育支援などを行っている。

サテライト施設としては、既存の京丹後キャンパス地域連携センターに加えて、平成 25 (2013) 年 10 月に京都リサーチパーク (KRP) 内京都府産業支援センターに「ものづくり連携拠点 (大学連携試作技術開発拠点)」(COI にも関連) を設置するとともに、平成 26 (2014) 年 3 月に綾部工業団地に「綾部地域連携室」を開設した。さらに、京丹後市弥栄町旧溝谷小学校を研究施設として改修計画が進んでいる。COC 事業とも関連して、北京都・北近畿の地域創生に資することを目的とした新たな人材育成事業として「地域創生 Tech Program」という学位プログラムを工芸科学部に開設し、3 年次後半の教育研究を福知山市の旧福知山女子高で行う計画を進めている。

#### (4) スーパーグローバル(SGU)大学推進拠点

本学は、平成 26 (2014) 年 9 月に「スーパーグローバル大学(SGU)創成支援事業」〈OPEN-TECH INNOVATION～世界に、社会に開かれた工科大学構想～〉に採択され、大学戦略推進機構内にグローバル化を推進する SGU 大学推進拠点を設けた。

関連する施設としては、15 号館 2 階に海外研究者、企業、自治体関係者、本学教員および学生の交流スペースとして「TECH SALON」を整備している。

SGU 事業では、教育プログラムのグローバル化のみならずキャンパス環境を含む大学全体のグローバル化を促進していくことも求められている。松ヶ崎キャンパスにおいては、スピーキングテストなどの実施に向けた英語教育環境整備、自学自習環境整備、講義室整備や(仮称)国際交流館(移築予定寄附建物)の建設などを進めていかなければならない。国外においては、ジョイントディグリー大学院の設置を行う予定のタイ国チェンマイ大学などでのオフィス整備などが必要である。

#### (5) 昆虫先端研究推進拠点(嵯峨キャンパス)

平成 27 (2015) 年度 7 月を目途に、教育研究センターのうち、嵯峨キャンパスのショウジョウバエ遺伝資源センター、生物資源フィールド科学教育研究センターと昆虫バイオメディカル教育研究センターを統括する「昆虫先端推進拠点」を設けることとしている。

この拠点については、3-10 の嵯峨キャンパスの節で記すが、松ヶ崎キャンパス 2 号館内に本拠点のスペースを用意する必要がある。なお、昆虫バイオメディカル教育研究センターは、現在 4 号館 1 階を使用している。

#### (6) 先端ものづくり・繊維研究推進拠点

平成 27 (2015) 年度 7 月を目途に、教育研究センターのうち、ものづくり教育研究センター(「ものづくり教育研究支援センター」を改称)、繊維科学センター、伝統みらい教育研究センターを統

括する「先端ものづくり・繊維研究推進拠点」を設けることとしている。この拠点に属することになる3センターは、本学の特長である「ものづくり」に直接的に係わるものであり、本学の重要な社会的役割を戦略的に推進することを目指している。

### ● ものづくり教育研究センター

現「ものづくり教育研究支援センター」は、旧工芸学部機械系学科の機械工場を核として平成18（2006）年4月に、本学全体のものづくり教育の共通基盤施設として設置され、各種加工機械・設備を集中管理して、本学における教育及び研究を加工・工作機能の面から下支えするとともに、ものづくり教育プログラムの開発、先端的加工機能の拡充、地域企業と情報交換とコミュニティ形成、およびものづくりに係わる教育・研究プロジェクト展開を行ってきた。これらの一つの成果として、本学と京都試作センター共同提案による「データマイニング、遺伝的アルゴリズム、迅速試作技術融合による『進化的ものづくりシステム』の構築に向けた研究開発」が、内閣府「SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）/革新的設計生産技術」に採択されている。

今回、名称をものづくり教育研究センター」と改め、より戦略的な外部資金プロジェクトの導入を図ることとしている。本センターは、これまで西キャンパス北西にあったが、14、15号館の建設敷地への提供と応用化学系ゾーニングを受けて、南西に移転している。今後、造形科学系が専ら使用している「造形工房」も本センターに統合して運用していく予定であり、これらを含めた施設整備を早急に行う必要がある。

### ● 繊維科学センター

繊維科学センターは、平成18（2006）年4月の工芸学部、繊維学部の統合をうけて設立されたものである。旧繊維学部は開学後1世紀余にわたり、我国の繊維科学・工学分野における人材育成と学術・技術の発展に多大な貢献を果たしてきている。本センターは、本学に課せられた繊維分野における教育研究の社会的役割を引き継ぎ、新しい繊維科学・工学の発展の方向を社会に提示しながらこの分野をリードしていくことがミッションである。

業務概要をまとめると、以下のようになる。

- ① 本学が展開する多様な教育研究部門と連携しながら繊維科学の教育研究を重点的に進める。
- ② 新しい繊維科学・工学体系を創出するとともに、繊維の新潮流を開拓して繊維に関する世界的な研究拠点とする。
- ③ 典型的な境界複合領域である繊維分野を網羅できる広範な知識と技術を有する人材を育成し、社会基盤の形成に資する。
- ④ 高度で高効率な繊維産業の実現と新しい繊維の市場社会の確立に貢献する。
- ⑤ 世界的な波及効果のある新たな繊維文化を我が国に構築するとともに、繊維を永続的な産業分野として発展させる。

スペースとしては、4号館1階に研究実験室を有しているが、上記業務を担うためにも、また本学の一つの象徴である「繊維教育研究」を見える化するためにも、ある程度のスペースを確保する必要がある。平成27（2015）年度の大学組織改革を機にそうしたスペースを捻出する予定である。

### ● 伝統みらい教育研究センター

伝統みらい教育研究センターは、平成22（2010）年に設置されたセンターであり、京における知と技と美の伝統に裏打ちされた本学の特长である教育研究分野といえる。

伝統産業とは長い歴史において淘汰され残った技術を基礎とするものであり、その時代においては最も先駆的な先端産業であったといえ、人が長きに渡りその技術を伝えてきたということは、人に優しい技術であり、美しさや親しみなどの感動を与える技術であり、ひいては環境にも優しい技術であったと定義できる。センターの目的は、今考えられる技術と先人たちが残してきた知恵との複合化を行うことにより、新しいものづくりに応用するための研究を推進することである。このことは、日本文化との複合化を意味するものでもあり、そのための作業には、先人たちの偉業を敬い、慈しみ、そして心をこめて今に応用させていただくことであり、日本人の心の底に流れている特質に響くものである。こうした本センターのめざすところを「伝統みらい」の言葉にこめており、それは“伝統に内在された知恵を使って新たなものづくりを創成し、日本のみらいを切り拓く”ということにも繋がっている。

センターの業務内容は、日本の伝統技術・技能に内在する知恵、「暗黙知」を突き止めて「形式知」化し、新しいものづくりに応用するため、下記の研究を行っている。

- ① 伝統繊維に内在する知恵を活かした先端材料の開発
- ② 鍛金（鎚起）技術を応用した金属板の成形技術開発
- ③ 伝統的天然染料・天然由来物質および植物酵素を用いた人体に安全な染毛法の開発
- ④ 伝統技能者の動作解析による伝統技能、技術の解明
- ⑤ 匠の技（こつ）の定量化と、それらを生み出す身体能力の解明
- ⑥ 伝統技術を利用したセラミックス古材再生技術の開発
- ⑦ 絹文化財復元のための繭糸のデータベース構築と伝統的織物産業への応用
- ⑧ 有機質文化財遺物の科学的分析手法の開発

現在、センターの研究実験室は4号館1階にあるが、広範な研究用の機器や加工機の設置場所は学内の各所に分散している。平成27（2015）年度中にはスペース計画を検討する予定である。

### 3-4-2 研究戦略推進本部

創造連携センター、ベンチャーラボラトリーおよび知的財産センターは、現在、産学官連携推進本部を構成している。創造連携センターは外部資金の獲得と受託研究・共同研究などの契約締

結・管理を、知的財産センターは共同研究先等との知財帰属に関する交渉・契約、本学から生み出された知財の権利化とその維持管理（共同研究先等への譲渡を含む）である。また、ベンチャーラボラトリーについては、ベンチャー支援組織としての役割は近年低下しており、学内共同研究プロジェクトやポスドク雇用が主たる事業となっている。また研究推進本部については、研究の推進に関する事項等について企画、実施をミッションとしているが、具体的には学内競争資金等の資源の配分、プロジェクトセンターの設置・人事、年度中期計画策定等が主たる業務となっている。これらの業務は、実際には重なり合いがあったり、連携が必要なことが多く、一体的に運用した方が効率的と考えられる。

それゆえ、平成 27（2015）年度 7 月を目途に、これらを統合した「研究戦略推進本部」を設置する方向で検討している。新たな研究戦略推進本部の組織構成については、現時点では明確には定まっていないが、事務を担当している研究推進課を中心に、URA 特任教員、専門コーディネーター等を法人本部の移転先である 3 号館に集結し、外部資金獲得等の活動の活性化、効率化を図る。

### 3-5 教育研究基盤機能

平成 27（2015）年度 7 月を目途に、これまでの教育研究センターのうち、附属図書館、美術工芸資料館、情報科学センター、環境科学センター、機器分析センター、アイソトープセンターを教育研究基盤組織とし、保健管理センターと業務管理センターである総合教育センター、学生支援センター、国際センターを教育・学生支援組織とする体制整備が行われることとなった。



<附属図書館>



<附属図書館南側中庭>

#### 3-5-1 教育研究基盤組織

##### (1) 附属図書館

本学では、現在約 36 万冊の書籍と約 6 千タイトルに及ぶ雑誌を所蔵し、このうち約 12 万冊の書籍は閲覧室書架に配架され、自由な利用が可能となっている。さらに、電子図書館機能として

インターネットを利用した電子ジャーナル・データベースへのアクセス、全国の国公立大学図書館、各種研究機関の所蔵する学術資料の検索、相互貸借、複写サービスを行っている。また、高度化した図書館機能を利用するための講習会を毎年度複数回開催し、各種情報検索サービスやレファレンスなど学生への学習支援、研究者への研究支援を行っている。このように附属図書館は、まさに「知への探検」と「知と遊ぶ」基点として、本学における高度な学術活動を支えている。

本学附属図書館は、昭和 24 (1949) 年 5 月の新制大学としての大学創立時に、前身校である「京都工業専門学校」と「京都繊維専門学校」の蔵書を引継いで、京都工芸繊維大学附属 図書館工芸分館及び繊維分館として発足した。その後、昭和 43 (1968) 年に大学キャンパスの統合整備により両分館を廃止し、現在地に建築され、昭和 53 (1978) 年と平成 6 (1994) 年に増築・改修が行われた。平成 16 (2004) 年には、学生のための快適で豊かな学習環境の提供及び知的交流拠点としての環境の整備・提供を目的とし、松ヶ崎東キャンパスへの集客と学内アメニティの向上をねらって、ほぼ全館のリフレッシュ工事を行い、平成 22 (2010) 年度には、美術工芸資料館所蔵の谷川俊太郎氏の寄付によるラジオを常設展示として、自学自習室に併設展示スペースを確保し、デザイン教育資料の活用に努めている。さらに、平成 26 (2014) 年度には、スーパーグローバル大学(SGU)創成支援事業により館内改修を行い、グローバルコモンズを設置した。

また、平成 23 (2011) 年度には、防水工事に際し、省エネ対応のため、外部負荷低減を目的として、外断熱防水化の年次計画を立案し、初年度工事として附属図書館の改修工事を完了した。なお、耐震性能については、附属図書館の避難路となる階段室の耐震性能が劣っており、平成 25 (2013) 年度には第 2 期部分の耐震改修と機能改修を実施し、図書館の安全確保のための緊急的な対応は完了したものとなった。

## (2) 美術工芸資料館

美術工芸資料館は、昭和 55 (1980) 年に本学学内共同利用の教育研究施設として設立され、翌年 6 月に建物が竣工、同年 10 月に開館された。本館の所蔵する美術工芸資料の多くは、本学の前身の一つである京都高等工芸学校の創立以来の収集品である。京都高等工芸学校は明治 35 (1902) 年に創立され、創設時の教授陣には浅井忠画伯、武田五一博士らがいた。彼らにより、ヨーロッパにおける新しいデザインの動向を反映して、我が国において初めて本格的なデザイン教育が本校において開始されることになった。これは W. グロピウスのバウハウスの開設より 17 年早い発足であったことが注目される。

本学美術工芸資料館は、ポスター・コレクションの出発となっており、開館後の昭和 60 (1985) 年には約 650 点の第一次世界大戦期の米国ポスターが加わり、また 19 世紀末から 20 世紀前半にかけてのポスター・コレクションもあり、世界に知られるようになっている。現在もポスター・コレクションの充実には一層の関心を払っている。また、繊維資料として、江戸中期から末期に

かけての疋田紋による大胆な意匠の打掛など、特に注目されている資料も少なくない。

最近では建築家村野藤吾の戦前のオリジナル・ドローイングを含めた建築図面を収集することになり、未整理分を含め、この方面での整理調査が教育・研究上の成果を生み出している。近年、多くの展覧会が開催され、かなりの入場者がある。また、法人化後は国立京都近代美術館等との連携企画なども行なわれている。

さらに、文化庁の助成事業として平成 23（2011）年度には「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」では「京都のミュージアム活性化プロジェクト」の一環として行われた京都・大学ミュージアム連携の中心として活動するとともに、アートマネージャーの育成に取り組んできた。これは、平成 26（2014）年度の文化庁「大学を活用した文化芸術推進事業」の「大学ミュージアム収蔵資料を活用したアートマネージャー育成プログラム-大学ミュージアムによる高度学芸員の育成-」につながっている。

開館後四半世紀を過ぎ、収蔵スペースの拡張要求の他、空調設備の劣化等機能改善の必要に迫られていたが、平成 25（2013）年度に機能改修が予算化され、空調設備更新、展示室内装、屋上防水改修を実施した。今後は収蔵品の増加に伴う、資料庫部分の空調設備増設が喫緊の課題である。また、収蔵スペースの拡充も必要であるが、建築等展覧会に向けての模型製作などの作業スペースも必要となってきている。なお、現在、隣接する 3 号館の一部の部屋を資料庫として使用している。



<美術工芸資料館>



<情報科学センター>

### （3）情報科学センター

情報科学センターは、昭和 42（1967）年に「京都工芸繊維大学電子計算機室」として設立され、昭和 47（1972）年に現在のセンター東棟が完成し、昭和 56（1981）年には「情報処理センター」となり、同年西棟の竣工、東棟の改修を経てほぼ現在の施設状況となった。平成 15（2003）年 1 月に「総合情報処理センター」と改称、さらに平成 16（2004）年 4 月より現在の「情報科学センター(CIS)」となった。情報技術教育や e ラーニングが常時利用できるスペースの確保も望まれ、

平成 18 (2006) 年には 8 号館 2 階で、平成 22 (2010) 年からは 5 号館 2 階へ移転して情報科学演習室が運用されている。しかし、学生の自学自習のためのスペースが不足しており、さらなる拡充が望まれる。

情報科学センター棟自体の老朽化も進んでおり、雨漏り等の修繕は随時行っているが、早急な大規模改修あるいは改築が望まれる。

現在、情報科学センターは、従来の大型計算機施設から全学の情報技術(IT)を担う基盤施設へと、その役割を大きく変えている。基幹コンピュータシステムと学内情報ネットワーク(KITnet)によって構築する本学の情報基盤の開発、管理、運用及び保守を行うとともに、情報教育、専門教育の電子化(e ラーニング)の支援を行っている。加えて、学内の各研究室が推進している研究を支援するための情報技術を開発・提供、また大学院の関連専攻と協力して、学内共同利用の基幹コンピュータシステムと KITnet を活用する基盤情報技術(ヒューマンインタフェース、分散システム運用管理技術、教育工学など)に関する研究も行っている。

今後は、事務や図書館情報なども含めた大学全体の情報管理、情報サービスを担っていく必要がある。いくつかの大学において、こうした情報サービスそのものを外部委託する動きも見られるが、本学のような理工系技術者育成が使命である大学では、先端かつ高度で実践的な情報技術教育、情報リテラシー教育を担保し、迅速で信頼性のある基幹システムおよび情報ネットワークの維持管理と適切な更新計画・実施を担うセンターをさらに発展的に強化していく必要がある。

なお、平成 26 (2014) 年度には、センターの非常災害時の対応、並びに停電時の非常用電源確保のための自家発電装置が隣接する 9 号館 1 階に設置された。

#### (4) 環境科学センター

昭和 47 (1972) 年 8 月の廃棄物処理対策委員会の発足から 5 年後の昭和 52 (1977) 年の有機廃液焼却処理施設が竣工し、昭和 55 (1980) 年には無機廃液処理施設も完成し、学内共同利用施設としての廃液処理施設が設立された。昭和 58 (1983) 年の松ヶ崎キャンパスの学内下水道整備を経て西部構内には排水モニター装置が設置され排水温度、pH 測定が出来るようになった。なお、嵯峨キャンパスでの排水モニターの設置は平成 13 (2001) 年である。昭和 62 (1987) 年には西部構内の排水モニター室横に水銀対策として貯留槽が設置された。平成 6 (1994) 年 10 月には焼却炉をもつ廃棄物集積場が完成し、分別が進められるようになった。ただし、ダイオキシン規制強化をうけて平成 10 (1998) 年 7 月からは学内焼却は行われていない。

環境科学センターは、廃液処理施設を改組拡充して、平成 4 (1992) 年に設置されている。平成 13 (2001) 年にはセンターを中心とした 28 サイトで ISO14001 を正式認証取得し、平成 15 (2003) 年 9 月には全学での取得に至っている。これは当時の理工系大学として初めてのことである。平成 25 (2013) 年に京都市から本学は「ごみ減量・3R 活動優良事業所」に認定され、平成 26 (2014) 年には、エコ大学ランキングで最高評価を得ている。環境科学センターは、本学の環境マネジメン

トを通して「エコキャンパス」、「サステイナブル・キャンパス」という活動に多大な貢献を果たしている。なお、平成 27（2015）年度には耐震改修の実施が予定されている。

センターは、有害物質の処理設備と分析機器を備え、大学の教育・研究活動で生じる廃棄物の管理と処理、排出水の管理、学内外への広報活動など環境保全に関する業務・研究を行っているほか、地球規模の環境問題に対応するため、環境関連の教育研究を通じて「環境マインド」をもつ人材育成にも寄与している。

主な業務は、以下のようになる。

- ① 大気環境や水環境の環境計測技術・環境動態解析・環境影響評価の研究、リサイクル・環境保全・環境材料に関する研究、産官学との共同研究
- ② 環境科学に関する教育及び広報活動
- ③ 廃液の分別と処理装置の運転管理
- ④ 構内排水の計測監視
- ⑤ 廃棄物減量化とリサイクルのための廃棄物分別収集システムの構築と管理
- ⑥ ISO14001 を認証取得した本学環境マネジメントシステムの維持・展開のサポート、e ラーニングなどを用いる EMS の教育研修プログラムの開発

#### （５）機器分析センター

機器分析センターは、各種測定・分析機器等を集中管理し、学内における教育研究の共同利用に供するとともに、計測・分析技術の研究開発等を行い、本学における教育研究の進展に資することを目的として、平成13（2001）年に設置された。

センターは、総合研究棟（13号館）の1、2階にあるが、機器によっては購入の経緯から未だ学内の各所に設置されているものもある。センター登録機器については共同利用に関する内規があり、機器の占有するスペースは共同利用とされ、また補修費用はセンターでも負担できることになっている。しかしながら、センター登録の機器であっても教員の使用責任者制度があり、必ずしも十分に活用されているとは言えない機器もある。高度技術支援センター（ATEC）の技術職員による機器の使用支援、保守・管理等を常に行い、機器の予約システムにより、機器の使用可能状況などが学内等から容易に把握できるようにすることによって、尚一層本学の教育研究の活性化に寄与する施策を検討している。

#### （６）アイソトープセンター

非密封放射性同位元素をトレーサーとして利用し、生物・理工学の幅広い分野の教育研究を支援するために、昭和 63（1987）年に学内共同利用施設の放射性同位元素実験室として松ヶ崎西キャンパスに設置された。平成 23（2011）年度にアイソトープセンターに名称変更されている。

現在、施設内に放射線測定器として液体シンチレーションカウンター及びガンマカウンターを

設置しており、遺伝子工学分野、酵素反応、代謝等を含めた生化学的研究に利用されている。



＜環境科学センター＞



＜アイソトープセンター＞

### 3-5-2 教育・学生支援組織

業務管理センターは大学法人化に伴い、従来の教員による委員会組織を見直し、具体的に業務を迅速に遂行するために設けられたものであり、総合教育センター、学生支援センター、アドミッションセンター、研究推進本部、国際センター、安全管理センター、環境・施設委員会、情報化推進委員会の8センターが設置されている。法人理事がセンター長等に就任し、学務課、学生サービス課、入試課、研究推進課、国際企画課、施設マネジメント課、評価・広報課という事務組織と連携している。

平成27(2015)年度7月を目途とする組織改編に伴い、業務管理センターのうち総合教育センター、学生支援センター、アドミッションセンター、国際センターの4センターおよび保健管理センターを「教育・学生支援組織」とする予定である。これらのうち、現在、建物を有しているのは保健管理センターのみである。アドミッションセンターは専任教員2名がおり室としてのスペースがあり、耐震改修された3号館1階にある。

保健管理センターは、本学の学生、教職員の心身の健康を維持増進することを目的として昭和45(1970)年4月に設置され、その後施設の新営と設備の拡充を行い、昭和46(1971)年から実質的な保健管理業務を行っている。定期健康診断や特別健康診断、健康相談、精神的な悩みなどのカウンセリングなど専門的な業務を実施するとともに、ケガや急患など不慮の疾患に対する応急処置も行っている。

平成22(2010)年度にはセンターの内外装工事を行った。平成28(2016)年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されることにより、国立大学には学生の状態・特性等に応じて支援を実施するための「アクセシビリティ・コミュニケーション支援室(仮称)」の整備が必要となるので、平成27(2015)年度中には本センター内に設置のための改修を行う予定である。

### 3-6 アドミニストレーション機能

これまで本学のアドミニストレーション機能は、東部構内の本部棟（財務課、評価・広報課、総務企画課、人事労務課）、附属図書館内（情報化推進室）、および西部構内の大学センターホール（学務課）、3号館（入試課、国際企画課）、13号館（施設マネジメント課）、大学会館（学生サービス課）、創造連携センター（研究推進課）、15号館（地域・社会連携室）と松ヶ崎キャンパス内に分散しており、コミュニケーションの面でマイナスとなっていたことは否めない。学内の耐震改修に伴うゾーニング移転を順次進めてきた中で、これらのアドミニストレーション機能を、本学で最も歴史伝統のある3号館にできるだけ集結させることとした。平成27（2018）年度中には、現状でも適切な配置となっている学生サービス課、地域・社会連携室を除く各課が3号館に移転する予定であり、学長室を中心とした法人本部のある2階を核としたアドミニストレーション機能の格段の向上が期待される。

なお、3号館にアドミニストレーション機能を集結させるに際し、セキュリティにして十分に行った計画を策定している。

3号館では、会議室あるいは打合せ室がある程度確保でき、これまで会議室のスケジュール調整に苦勞して構内の空室を探すというような事態は減るであろう。書類の保管を主とする倉庫もこれまで構内の不急の空室や様々な空間を利用して分散せざるを得ず、保管年数に基づく計画的運用に支障が生じていた。この点の改善も計れるであろう。

また、3号館には、技術職員組織である高度技術支援センターも入っている。

### 3-7 アメニティ機能等

#### （1）KIT HOUSE

大学創立60周年事業として平成22（2010）年3月に竣工したものである。それまで分散していた生協食堂、書店、生協売店などを集積した鉄骨2階建ての建物である。1階は吹き抜けのある大食堂、2階にブックセンター、文具、総合サービスセンターとミニ・コープがある。銀杏の大樹を取り囲む様に配されたウッドデッキを伴って、大学会館と本建物に囲まれたポケットパークを形成している。大学会館にも、民間の食堂が営業しており、昼食・夕食時のかなりの賑わいである。大学会館には、銀行ATMや自学自習スペース、課外活動施設もあり、豊かなアメニティ・スペースとなっている。本学建築系教員の岸和郎（その後京都大学に移動）を主に、米田明、中村潔によるデザイン監修のもとプロポーザルで選ばれた大手建築事務所による設計である。

#### （2）60周年記念館

西部構内にあるKIT HOUSE同様、大学創立60周年事業として平成22（2010）年3月に竣工したものである。こちらも鉄骨2階建ての建物であるが、KIT HOUSEとはかなり趣が異なっており、本学には珍しい白を基調とした建築である。1階には、ギャラリー、講義室があり、2階には大、

小のホールがあり、各種の式典やシンポジウムなどに利用されている。学会での利用も多い。この建物も本学建築系教員の木村博昭のデザイン監修のもとプロポーザルで選ばれた大手建築事務所による設計である。KIT HOUSE 並びにプラザ KIT、KIT パビリオンとともに有名建築雑誌に一举に掲載され、本学の建築デザイン力の周知に役立つこととなった。

### (3) プラザKIT

この建物は、西部構内の中央門脇にあり、昭和6（1931）年建築、昭和41年改築のRC平家建てで、木工室などに使われていたものである。学生コンペによりアイデアを募り、文化財建物である旧自動車庫も活用して、平成19（2007）年に守衛室、インフォメーションスペースとして改修したものである。通常はリフレッシュスペースとして使われているが、学生コミュニティや、クラブのミーティング、懇親会の会場などとして頻繁に使われるほか、入試やオープンキャンパス、教育懇談会などの控え室、休憩室などとしても使用されている。

### (4) エクステリア、植栽、景観等

松ヶ崎キャンパスでは、南北を通る一般道路を挟んで東部構内と西部構内に分割され、東西の中央門から、西側には、大学センターホール、美術資料館、1、2号館に囲まれ、13号館へのパースペクティブな引きのある通路をもつ広場があり、東側には東西につらなる東1号館、附属図書館、保健管理センターの間に、周回道路に囲まれた緑豊かな中庭がある。この中庭には、池を巡って学生と教員によるプロジェクトで製作されたウッドデッキがある。中央西門の広場は、美術工芸資料館の建物軸を通して、KIT HOUSE 前のアメニティ広場へとつながっている。

松ヶ崎キャンパスの植生は豊富で、銀杏、桜、桑、檜、楠、楓、ヒマラヤ杉、躑躅（ツツジ）、満天星（ドウダンツツジ）、花梨、棕櫚、金木犀、枇杷などがある。鶯をはじめとする鳥たちもこれらの木々に集まってきている。キャンパス軸の延長には比叡山、キャンパスの北側には北山通りを挟んで「妙・法」の松ヶ崎の山々、東には桜並木の素晴らしい高野川がある。季節、季節の自然豊かな環境に実に恵まれたキャンパスであり、この環境を保全していくことは重要なミッションである。ゴミ等の分別も行き渡っており、計画的に行われる除草や樹木の剪定によって良好な環境はかなり保たれているが、自転車の駐輪および構内走行は課題である。また、ペーブメントにも一工夫欲しいところである。

嵯峨キャンパスは、風光明媚な地にあり、南に一面の桑畑が広がり、建物に囲まれた中庭には、円山公園内の枝垂れ桜の遺伝子をもつ桜が植わっている。景観保全地域でもあり、今後とも良質な環境を守っていかなければならない。

キャンパス内部からの景観はかなり良い状況であると言えるが、本キャンパス設置当初は田畑であった周辺が、ほぼ完全に住宅地となり、外部に対する配慮、外周（ペリフェリー）のデザインが今後の大きな課題である。

## (5) 喫煙スペース

2-3の整備方針8)にも記したが、現在、学内3カ所(東部構内2カ所、西部構内1カ所)に喫煙スペースを設けている。今回のゾーニング移転の最終段階で、本部機能が3号館に集約された時点で、これまで主として事務局、図書館利用に供していた図書館北側の喫煙所を廃止し、東部構内1カ所、西部構内を2カ所とする予定であるが、西部構内についての設置箇所については慎重に検討する。



<KIT HOUSE>



<KIT HOUSE 前のアメニティ広場>



<60周年記念館>



<プラザKIT>

## 3-8 スポーツ、課外活動施設等

### (1) スポーツ施設・体育系クラブボックス

グラウンドの水はけ改修、テニスコートのコート面改修など、近年、学生後援会の予算で計画的かつ積極的に行ってきており、また体育系クラブは自主的に除草にも取り組んでおり、状態はかなり良好である。しかしながら、周辺に住宅等が迫ってきたことにより、グラウンドやテニスコート周囲のネット高さの問題や、音の問題等が生じてきている。これらについても対応が必要

となっている。グラウンドやテニスコートは、連携大学や耐震改修実施中の高等学校等の使用にも供し、グラウンドは一般にも貸し出しを行っている。しかし、テニスコートはまだ貸し出しを実施していない。テニスコートの需要は高いことも考えると、早急に検討する必要がある。

体育館、武道場の耐震改修は平成 25（2013）年に終了しているが、体育館の鉄骨立体トラスの接合部溶接の不具合が耐震工事中に発見され、応急措置は行ってあるが、出来るだけ早いうちに対策が必要である。体育館の天井高さは、公式競技を行うには低く、その改善も求められている。

プールも老朽化が進んでおり、また、弓道場も射的距離が公式距離より短いなど、抜本的な対策が必要である。

体育系のクラブボックスの耐震補強工事も平成 27（2015）年度には終了予定である。

## （２）文化サークル共同利用施設

東部構内の文化系クラブ室や音楽系クラブの練習用防音室の整備も近年、学生後援会の予算で計画的かつ積極的に行ってきた。以前に比して、指導も行き届くようになりつつあり、節度のある使用状態が保たれている。

## （３）大学会館

平成 27（2015）年度の課外活動施設の耐震工事の移転先として、大学会館の 3 階スペースを使用する予定としており、学友会や茶道部、奇術部、漫画部などが使用することとなる。1 階ホールはダンス部等の練習場として積極的に利用している。

## （４）ものづくり系課外活動スペース

学生と教員の共同課外活動として長年にわたり学長が支援している学生フォーミュラや学生ロボットコンテストなどの活動スペースとしては、平成 27（2015）年度に耐震工事が行われる課外活動施設 1 階の一部スペースを使用しているが、工事終了後に再び戻す予定で計画している。その間はプレハブに避難させる予定である。



<大学会館>



<体育館>

### 3-9 歴史的建造物

本学3号館、旧自動車庫、倉庫、東門および旧門衛所は昭和5（1930）年3月に京都市立工芸学校本館および一連の建物として当時の図案科教授本野精吾の設計によって建設されたものであり、既に文化財価値が認められ、京都市の登録文化財として平成20（2008）年3月7日登録されている。3号館は平成25、26（2013、2014）年度に耐震改修を行い、本学の象徴的建物として法人本部、事務局として再生改修し、長期的に使用していく建物としている。旧自動車庫は、プラザKITに改修して、学生のサロン、インフォメーションスペースとして利用している。倉庫や旧門衛所についても再生活用プランを考えていく必要がある。

旧外国人教師宿舎は、ウィリアム・メレル・ヴォーリズの建築として紹介され、平成20（2008）年10月に保存再生を行い、現在、KIT倶楽部として利用している。

さらに、本学前身の京都高等工芸学校図案科長であった、武田五一の作品の寄付申し入れもあり、実現すれば本学にとって重要な文化遺産となる。これについては寄付者の意向もあり国際交流施設としての利用が考えられている。



<3号館>



<プラザKIT>



<工織会館[旧外国人教師宿舎]>



<工織会館[旧外国人教師宿舎内部]>



<東構内 門衛所>



<倉庫>



<3号館 南面>

### 3-10 学内交通環境

#### 3-10-1 学内交通の基本ルール

松ヶ崎キャンパスでは、南北を通る一般道路を挟んで東部構内と西部構内に分割されている。両構内とも歩行者と車両を完全に分離することが困難であるため、車の通行エリアを最小限に限定し、また構内へのバイクの乗り入れを禁止し、自転車の構内走行は禁止としている。

教職員の主たる駐車場は、グラウンド横の東部構内北西にあり、一般道路から直接乗り入れる配置となっている。西部構内は、一部を除いて構内外周道路沿いに駐車場を配置している。西部構内では、一方通行の外周道路と一部の内部道路が車の通行が可能である。バイクの駐輪場は、東部構内の駐車場の南に配置し、車同様に、一般道路から直接乗り入れる配置となっている。自転車の駐輪場は、東部構内の南サイド、西部構内の一般道路に面する東サイド、および南サイドに配置している。歩行者は、構内を東西に貫く中央付近の内部の歩道を主たるアクセス通路として利用するようにしている。

しかしながら、自転車は、駐輪場以外の構内各所に駐輪され、構内走行がかなり見られる。今後、自転車の駐輪場以外の場所への乗り入れを不可能とする対策が求められている。

#### 3-10-2 駐車・駐輪スペース

本学松ヶ崎キャンパスの自動車駐車場、バイク駐輪場、自転車駐輪場の位置および収容台数を「資料編：交通整備計画」に示す。

##### (1) 自動車駐車場

本学松ヶ崎キャンパスの自動車用の駐車場は、東部構内の北駐車場が 97 台、西部構内に分散している駐車場が 115 台分で総計 212 台の駐車場が確保されている。学生による自動車通学は許可されていない。本学の役員及び職員は、通勤届けに基づきパスカードが発行され、1 ヶ月当たり 1,200 円の駐車場利用料が毎月の給与から引き落とされている。現在、パスカード

の発行数は北駐車場分が 68 枚、西部構内分が 82 枚である。訪問者や配送等の業者は、中央門東西の守衛所で入構許可書を得て駐車場の利用が可能となるか、構内への進入が認められる。近年の工事で、工事関係車両のための臨時駐車場も設けたが、通常時は特に問題は発生していない。

しかしながら、ゾーニングにより、3号館を本部棟として使用するため、来賓客等の送迎車などの駐車、構内経路などのルールを検討しておかなければならない。また、KIT プラザ南の4台の駐車場を含む敷地に寄贈建築物を移築予定であり、使用できなくなる予定である。また、3号館南の8台分の駐車場も業者用に数台分確保する必要がある。さらに、15号館(COC棟)の北側道路の駐車スペース6台分も建物への搬入口があり、安全のためにも駐車を避けたいところである。以上のことを鑑み、全学の駐車場のパスカードのバランスの見直しが必要であろう。

なお、中央西門の自動開閉装置は故障も多く、廃止も含めて検討する。

## (2) バイク駐輪場

現在、松ヶ崎キャンパスのバイク駐輪場は、屋根付きのものがグラウンド西側の車用駐車場の南側にある。学生については、パスカード発行手数料 1,188 円が必要であり、発行された年度の年度末まで有効である。本学の役員及び職員については、通勤届けに基づきパスカードが発行され、1ヶ月当たり 300 円の駐車場利用料が毎月の給与から引き落とされている。

臨時の入構の際は、駐車券が発行され、開閉ゲート方式で管理している。

駐輪可能台数は 202 台であり、パスカードの発行枚数は職員 10 枚、学生 84 枚である。この駐車場の利用率は高いが、満車で溢れだしているという状況にはなっていない。しかしながら、強引な出庫によりゲートが破損することがあり、防犯カメラ等の警告予防は行っているが、十全とはいえない。また、下宿等にバイク駐輪場がないのか、長期間置いているものも見受けられる。ツーリング・クラブとして東部構内の自転車用駐輪場に置いてあるものも見受けられる。

松ヶ崎キャンパスのバイク駐輪場は、現状を維持するが、以下の点について検討を行う。

- ① バイク駐輪場は、通勤・通学用のみとし、パスカードによる使用のみとする。
- ② 訪問等により、これまで駐車券で入場できたケースは、東部構内守衛所に届け出た後、守衛所横に設けるバイク、自転車用駐輪場に置かせる。本学、学生・職員で月に複数回の利用である場合は、学生サービス課、人事労務課に届け、パスカードの利用を勧める。
- ③ 自動 2 輪車の保管場所としてのキャンパス敷地内を利用することは認めない。長期間の駐車、ならびにクラブ活動としての保管駐車も認めない。
- ④ 守衛所横の一時駐車スペースは安全性を十分に検討し、必要な対策を講じる。

## (3) 自転車駐輪場と管理について

本学松ヶ崎キャンパスの自転車用の駐輪場は、東構内南：東部駐輪場が約 680 台、西構内中央門横：北部駐輪場が約 650 台、西構内南：西部駐輪場が約 480 台の 3カ所が屋根付きで整備され

ており、松ヶ崎キャンパスの総計で約 1810 台の駐輪が可能である。しかしながら、指導注意等を頻繁に行っていないこともあり、現在、これらの駐輪場が必ずしも適切に使用されていない部分もあり、緊急自動車等の通行の際に支障となる状況である。また、構内は自転車の走行移動を制限しているが、走行している学生もおり、ハード的な構内進入制限柵の設置を検討している。いずれにしても構内の自転車ルール of 徹底が必要である。

平成 26 年度 4 月からの駐輪状況は構内全体で駐輪可能台数の平均 106% の使用状況となっており、東部構内の日平均駐輪台数は 510 台、西部構内では 1600 台でキャンパス全体では 2100 台と、駐輪場の収容台数 1980 台を超えている。しばらく不法駐輪車の撤去を行っていないため、平成 25 年度の処分台数相当 300 台を見込めば、一応、現状の駐輪場で収容可能な台数である。東部駐輪場および西部駐輪場周辺には、もう少し駐輪指定場所を設けることも可能であり、今のところ現行の場所以外での駐輪場の拡張は考えなくともよいと判断できる。構内自転車ルールを順守できる物理的システム（柵等）の整備および運用システムの整備、運用ルールの周知徹底を図ることが重要である。

松ヶ崎キャンパスの自転車用の駐輪場の整備および管理については、以下の点について検討を行う。

- ① 学生、職員は、年間一定額を駐輪場の維持管理費として納入し、通学等の距離に関わらず 1 人 1 台許可証（シール）を登録することができるものとする。ただし職員については、通勤届けとの整合が必要である。この維持管理費により、毎年の放置自転車廃棄手続き、ルール違反の自転車撤去等の作業に当てるものとする。
- ② 各駐輪場から、学内へは徒歩による入構のみが可能となるよう駐輪場を囲むゲージを設ける。
- ③ 学内での走行はもちろん、駐輪場以外の持ち込み、駐輪は認めない。駐輪場以外の自転車は、随時撤去や施錠を行い、許可証があれば登録による呼び出し等で注意をする。注意・指導にしたがわず繰り返される場合は、許可を取り消す。
- ④ 中央門からの自転車の入構は認めない。守衛によって駐輪場へ誘導する。訪問等で一時的に許可証のない自転車は、東部構内守衛所に届け出た後、守衛所横に設けるバイク、自転車用駐輪場に置かせる。
- ⑤ 駐輪場の照明や防犯カメラ等を整備し、安全性を確保する。

### 3-11 嵯峨キャンパスと上賀茂用地

#### （1）ショウジョウバエ遺伝資源センター

ショウジョウバエ遺伝資源センターは、国際的規模で生命科学研究の基盤となるショウジョウバエ遺伝資源の維持・開発・提供にあたっており、平成 11（1999）年に国内で唯一のショウジョウバエ遺伝資源研究施設として設立された。10,000 以上の突然変異系統を維持し、新しい系統の開発研究を行っている。

本センターの研究課題は、配偶子形成過程における減数分裂、精子の成熟ならびにべん毛の形成、貯精と受精に関わる遺伝子の機能解析である。これらの研究に対して、蛍光タンパク質遺伝子を導入したショウジョウバエを用いて精子の運動や受精過程の解析、細胞分裂のリアルタイム観察などを通して、免疫染色法、insitu ハイブライダイゼーション法、タンパク質分析法による染色体の追跡や組織細胞内局在性分子の解析を行っている。生命機構に関わる遺伝子の研究には突然変異が不可欠である。例えば、減数分裂機構の研究には染色体の不分離を起こす突然変異が、細胞質分離の研究には細胞が2分されず多核になる突然変異が、受精や貯精機能の研究には不妊突然変異が必要であり、このような突然変異の発見と遺伝子の特定が研究の基本となっている。生命科学研究に下等生物や高等生物の垣根は無く、生物の多様な生命のあり方を研究している。

## (2) 生物資源フィールド科学教育研究センター

本センターの歴史は古く、大正11(1922)年京都高等蚕糸専門学校の実験実習桑園として嵯峨野に設置され、戦後の学制改革によって京都工芸繊維大学繊維学部附属農場となり、平成15(2003)年に繊維学部附属の「生物資源フィールド科学教育研究センター」に転換された。その後、平成18(2006)年に学部再編統合時に大学直轄の教育研究センターとなっている。本センターの建物は平成8(1996)年の建設である。

農場から本センターへの転換の目的は、近年の地球規模的環境問題に鑑み、環境に負荷を与えない新規繊維の開発・生産への課題に対処すべく、繊維に関わる生物資源の確保とその新規利用・改変および環境負荷に関する教育研究を積極的に推進する実践的教育研究体制の整備が必要となったことによる。

生物資源フィールド科学教育研究センターは、「資源昆虫学」、「資源植物学」、「バイオ繊維学」の教育研究分野から構成され、資源昆虫学分野では遺伝資源となる昆虫卵の長期保存、家蚕や野蚕の人工飼料による天然繊維生産、資源植物学分野では天然繊維や染料を増殖・生産とこれらの系統的保存、バイオ繊維学分野では生物機能を模倣した繊維や生分解性繊維の生産など、環境に負荷を与えない繊維の生産方法について学部学生、大学院生と共に研究している。さらに市民への実習を伴う公開講座などを実施している。

このようにフィールドでのこれらの生物資源の生体や環境との関わりを通して「ありのままの姿」をマクロな視点から追究する実践的な教育を実施している。

また、これらの研究を基にタイ王立マハサラカム大学との国際学術・学生交流を通し、国際的な教育活動を展開している。

## (3) 学道会館等

学道会館は、嵯峨キャンパスにおける教育研究上の諸会合、研修等およびこれらに参加する人の宿泊施設として、平成17(2005)年に寄附によって建設されたものである。嵯峨キャンパスに

は、温室3棟、昭和53（1988）年建築の実習施設1棟、昭和44（1969）年建築の蚕飼育室、昭和52（1977）年建築の家蚕人工飼育室がある。

#### （4）上賀茂用地

上賀茂用地は、嵯峨キャンパスの南の京都市立嵯峨中学校用地の代替地として保有することとなったものであるが、市街化調整区域の傾斜地であり、野蚕の研究等に使われているが、有効な利用法が見いだされていない。



<共同機器分析センター>



<共同機器分析センター>



<嵯峨・ショウジョウバエ遺伝資源センター>



<嵯峨・桑畑から建物を望む>



<嵯峨・自家発電設備>



<嵯峨・学道会館>

## 4. 学外施設

### 4-1 国際交流会館（まりこうじ会館）

本学の外国人留学生及び外国人研究者用宿舎（家族も居住可）として国際交流会館（まりこうじ会館）がある。本学の前身である京都高等工芸学校のあった左京区吉田泉殿町に平成5（1993）年11月に竣工し、翌年3月に外国人留学生を受け入れた。単身室が69、夫婦室が12、家族室が8あり、外国人留学生、外国人研究者が原則的に1ヶ月以上2年以内で利用できる。平成12（2010）年度には、空調設備の更新を行った。しかしながら、電気温水器や内外装の補修が必要な箇所も多くなり、全面改修も見据えて計画をたてる必要がある。

スーパーグローバル大学として、外国人留学生や外国人研究員の宿舎確保は重要な課題であり、後述する松ヶ崎学生館の活用も含めて、総合的な対策を早急に構築しなければならない。

### 4-2 西陣宿舎、等持院宿舎

本学は、法人化後、財務省から二つの公務員宿舎を譲渡されている。一つは、昭和44（1969）年に建築された西陣宿舎3棟（56戸）であり、もう一つは昭和61（1986）年に建築された等持院宿舎4棟（14戸）である。特に、西陣宿舎は建築年も古く、老朽化に伴う補修等維持管理経費の確保が困難な状況となっている。この宿舎は旧耐震基準による設計でもあり、老朽化対策と併せて検討する必要がある。

また、今後の教職員宿舎のあり方についての抜本的議論も必要である。

### 4-3 研究交流施設（工織会館）等

工織会館は、教育研究等のために本学に来訪される方の宿泊及び本学の教職員が主催する諸会合、研修等に使用することを目的とする研究交流施設であり、平成11（1999）年12月に旧木造建物を建替えて新築された。新建物は鉄筋コンクリート造・2階建てで、宿泊室7室（収容人員8名）、多目的室1室（収容人員60名）がある。比較的安価な利用料金で、よく使用されており、本学の研究交流に貢献している。今後とも、適切な維持管理を行っていくことが望まれる。

同一敷地内には、KIT倶楽部、KITパビリオンがある。KIT倶楽部はウィリアム・ヴォーリズ的设计によるもので、平成20（2008）年に、登録有形文化財となっている。

KITパビリオンは平成23（2011）年度に、学内コンペにより、本学の角田准教授により設計されたもので、KIT同窓会に事務局として貸与されている。



<KIT倶楽部>



<松ヶ崎学生館>

#### 4-4 松ヶ崎学生館

松ヶ崎学生館は、平成24（2012）年3月用途廃止となった本学学生寄宿舍（洛西寮）のあった北区大將軍敷地と学校法人ノートルダム女学院の松ヶ崎グラウンド用地と等価交換した敷地を事業地として、負担付き譲渡契約手法により、民間によって建設されたものである。竣工は平成25（2013）年6月である。

戸数は、混住型で単身者用292戸（男子用192戸、女子用100戸）、及び世帯用7戸である。対象となる入居者は、本学学生、連携大学（京都ノートルダム女子大学、京都府立大学、京都府立医科大学）の留学生である。

松ヶ崎学生館は、本学の学生と、留学生とが、寮生活における暮らしの場の共有や、様々な形での研修や交流を通じて、それぞれの文化の違いを実体験し、自らの文化や歴史、自然に関する客観的な視点や理解を深め、国際的な感覚を獲得するとともに、語学力の向上を図ることを目的として、本学の松ヶ崎団地の一部として整備したものである。

なお、事業者と松ヶ崎学生館関係者協議会を設置し、25年に渡る長期契約中の運営、及び施設維持管理の質確保を行っている。

#### 4-5 D-labアネックス（ににぎ）等

平成26（2014）年度より、京都工芸繊維大学造形科学域では、大学機能強化の一環として、デザイン・建築のPBL実践の場として、KYOTO Design Lab が設立された。従来の京町家連携キャンパス（賃貸）を「D-labアネックス」（愛称：ににぎ）として位置付け、大学のグローバル展開の拠点のひとつとして活用している。

キャンパスのある三条通り界隈は、日常生活の中に友禅・呉服・お香・お茶・和菓子屋など、伝統文化を色濃く残す街並みで、それを生業とする人々が暮らしている。この京町家は築100年余で、稀に見る表屋造の建物で、昔はここで油問屋が営まれ、虫籠窓・見世棚・通り庭・おくどさんなど、当時の名残を今も感じることができる空間が提供さ

れている。

また、KYOTO Design Labでは、東京における情報発信の拠点として、平成27（2015）年に3331アーツ・千代田の一室を賃貸し、ギャラリーを開設の準備をしている。この施設は、東京都千代田区文化芸術プランの重点プロジェクトで旧鍊成中学校を利用したアートセンターであり、日本各地や東アジアをはじめとする「新しいアートの拠点」を目指しており、展覧会、ワークショップや講演会などの文化的活動として利用されている。

#### 4-6 KRPものづくり連携拠点

平成25（2013）年8月の「地（知）の拠点整備事業（大学COC）」に採択後、同年10月に京都リサーチパーク（KRP）内京都府産業支援センターに京都府と共同で「ものづくり連携拠点（大学連携試作技術開発拠点）」（COIにも関連）を設置し、中小企業の試作産業を支援している。

平成26（2014）年には、内閣府「SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）/革新的設計生産技術」に、本学と京都試作センターが共同提案した「データマイニング、遺伝的アルゴリズム、迅速試作技術融合による『進化的ものづくりシステム』の構築に向けた研究開発」が採択されている。

#### 4-7 京丹後キャンパスおよび綾部地域連携室等

京丹後市との包括協定をうけて、同市の企業や市民の方々と様々な分野で交流することを目的として、教育・研究・社会貢献上の各種事業を実施するために、平成18（2006）年度に京丹後キャンパス地域連携センター（無償貸与）が京丹後市網野町に設置された。施設は、セミナー室（1室：40名）、多目的室（1室：8名）、宿泊室（1室：二段ベット15基、30名）、研修室（2室：各室二段ベット1基）、シャワールーム（4室）などからなり、本学の教職員、学生の教育・研究や、研修、合宿などに利用することができる。テレビ会議システムも設置され、京丹後市との協議会にも利用されている。

京丹後市は、平成26（2014）年の政府の「まち・ひと・しごと創生法」のモデル事業として「新シルク産業創造」を開始し、本学は無菌養蚕で連携することとなり、閉学されていた京丹後市弥栄町旧溝谷小学校を研究施設として改修計画が進んでいる。ここにも、本学の応用生物研究室のほか、長もちの科学研究センター等のサテライトが置かれる予定である。

COC事業として、平成26（2014）年3月に綾部工業団地にある日東公進（株）の施設内に京都府北部・中丹地域の企業と大学を直接つなぐ窓口として「綾部地域連携室」を開設した。この連携室には、2名の産学官連携コーディネーターを配置し、京都北部地域における産官学連携を深め、技術開発、人材育成、地域活性に貢献を果たすべく活動して

いる。その活動の一環として、福知山市で北部理工系人材育成を目的とする学部学位プログラム「地域創生Tech Program」の開設計画を進めている。この計画では、旧福知山女子高校舎を利用することを検討しているが、この閉校した校舎を活用するためには、内外装および設備関係の補修が必要である。

#### 4-8 東京オフィス (OMOTE SANDO SPACE CAPSULE)

KYOTO Design Labの東京ギャラリーとは別に、情報収集、東京での研究成果発表会場として、東京青山オーバルビルの15階の一角を株式会社学生情報センターから借り受け平成26(2014)年に開設した。今後は、東京でのオープンキャンパスや研究報告会などに利用していく予定である。

#### 4-9 教養教育共同化施設「稲盛記念会館」

本学、京都府立大学、京都府立医科大学の京都三大学は、平成26(2014)年度より、それぞれの教育理念を基本にしながら、3大学が共同することによって飛躍的に充実しうる教養教育を、京都北山地域の特性を活かして実施している。これを実施するにあたり三大学の学生と教員が授業を通じて交流できる施設として、京都北山文化環境ゾーンとして京都府が整備を進める京都府立大学にRC造3階建ての建物が新築された。この施設整備にあたって、京セラ株式会社名誉会長稲盛和夫氏から多額の寄付があり、「稲盛記念会館」と命名されている。本学からは自転車で10分弱、地下鉄で1駅である。



## 5. 環境マネジメント・施設マネジメント

### 5-1 環境マネジメント

#### (1) 環境方針

科学技術が飛躍的に発展して豊かな社会をもたらした反面、今、地球規模での環境問題の解決が緊急の課題となっている。本学は、前身校の創設から100年を超える歴史の中で、常に人間と自然環境との調和を重視した教育研究を進めてきました。平成15(2003)年には、以下の「京都工芸繊維大学環境方針」を定めてISO14001を全学で認証取得したほか、教育面では環境マインドを持った学生の育成に力を入れるなど、全学をあげて環境問題に取り組んできている。

#### 京都工芸繊維大学環境方針

##### A. 基本理念

20世紀に目覚ましい進歩を遂げた科学技術は、我々に多大の利便性をもたらした。しかしその反面、環境に配慮を欠く利便性、効率の追求は、地球環境破壊、資源・エネルギーの枯渇という深刻な負の遺産をもたらし、「環境、資源、エネルギー問題」という早急に取り組まねばならない最重要課題を21世紀に残した。我々が、地球、資源、エネルギーが有限であることを認識し、これらを健全な形で将来の世代に継承して持続性のある人間社会を構築するとともに生態系を維持していくことは我々の責務であり、これに向けての具体的な取り組みは不可欠である。

京都工芸繊維大学の教職員と学生は、協力して環境の保全と改善に努め、また、教職員は環境教育を通じて、研究活動はもとより日常生活においても常に環境問題に配慮しながら行動する、「環境マインド」を持った学生を育成し、21世紀の持続可能な発展に貢献する。

##### B. 環境方針

1. 全サイトの構成員(以下、構成員という)は、その活動が環境に与える側面を常に意識して、環境に配慮した教育・研究を積極的に進めるとともに、環境汚染を防止し、省資源・省エネルギー・廃棄物削減に取り組むことにより環境負荷低減を推進する。
2. 全サイトのすべての活動に適用される環境関連法規、規制、協定などを遵守し、さらに環境負荷低減を推進するための要求事項を考慮して自主基準を設け、これを遵守する。
3. この環境方針を達成するために環境目的・目標を設定し、全サイトに関わるすべての教職員、学生が一致してこれらの目的・目標の達成を図る。
4. 環境監査を実施して、環境マネジメントシステムを見直し、継続的改善を図る。

この環境方針は文書化し、全サイトに関わるすべての構成員に周知するとともに、大学内外にも開示する。

#### (2) 環境マネジメントシステム

##### 1) 『環境マインド』をもつ学生・若手研究者の育成

前述の環境方針にも示しているが、講義や実験などによる環境教育の充実に加え、環

境目的・目標に決めている事柄を実行するという実地体験を通し、『環境マインド』をもつ学生・若手研究者を育成することが最大の特徴である。

全学拡大取得を契機に教育・研究の場である大学の特色を生かし、環境負荷などマイナス面だけでなく、「教育・研究」をプラス面として評価した新しい環境マネジメントシステムを構築し、積極的に環境教育・研究を進めており、こうした点は毎年の認証審査等で高い評価を受けている。学生の自主的な環境活動への展開も期待している。

## 2) 目的・目標

「電気使用量の削減」、「紙使用量の削減」、「化学物質管理の徹底」、「実験廃液・廃棄物の管理徹底」、「廃棄物の再資源化の推進」、「高圧ガスの管理徹底」及び「環境教育・研究の推進」という7項目の目的・目標について目標を設定し、システムを運用している。

それぞれの目標を達成するために、夏季クーラーの時差運転の推進、両面コピーおよび不要紙の裏面利用の推進や伝達手段のペーパーレス化、PRTR法対応試薬を含めた化学物質管理の徹底と化学物質管理のデータベース化などを実行し、記録を残している。高圧ガス管理データベース構築も行っている。廃液や廃棄物の分別と処理及び廃棄物の再資源化は、既に長年にわたり全学的に取り組んでおり、さらに推進していく。「環境教育・研究の推進」としては、これまでから行っている環境に関する公開講演会をさらに充実すると共に、各研究分野でも積極的に環境関連の教育・研究を行う。

## (3) エコキャンパス

本学では、教育研究活動に必要なエネルギーや水を、環境に配慮しつつ効率的に供給するため、様々な計画を策定している。

環境負荷の低減をテーマに、光・風・熱などの自然エネルギーを最大限に利用するとともに、水やエネルギーを無駄なく利用するためのシステムを計画し、更に、周辺の自然生態系や水の循環を復元することを目指したエコロジカルなキャンパス整備を目指している。

- 自然エネルギーを活用する取り組み
  - 1) 太陽光発電設備の設置
  - 2) 自然風の活用
  - 3) 自然光の取入れ
  - 4) 屋上緑化・壁面緑化
  - 5) 地中熱による予冷・予暖（クールピット）（※1）
- 水資源の有効活用と廃水浄化
  - 6) 水リサイクルシステム（中水道）
  - 7) ビオトープ（※2）と自然型水路の整備
- 新エネルギーへの取り組み（複合エネルギーシステム）
  - 8) 太陽電池
  - 9) 燃料電池

#### 10) コ・ジェネレーション (※3) による電気・熱供給

※1：地中の熱を取り出すための空気の通り道。

※2：ギリシャ語で「人間が生活する中での、生物 (bio) が生きていく空間、住み場所 (tope)」という意味で、都市において、植物・動物が共生できる生物生息空間の創出または復元した場所を示す。

※3：発電の際に排出される熱を空調などにも利用することにより、電気と熱の両方を供給する仕組み。

#### (4) エネルギー管理標準

本学では、省エネルギー活動を推進することを目的として、平成18(2006)年4月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下「省エネルギー法」という)に適合したエネルギー管理標準を文書化し、キャンパスにおいて消費される電力、化石燃料、ガス燃料及び給水に関する管理を行っている。平成26(2014)年度には、建物面積、主要設備内容等を見直した内容に改訂を行った。

#### (5) ISO14001の全学認証取得

環境に関する国際標準規格であるISO14001を、本学は既に平成13(2001)年9月、環境科学センターと一部の学科等において正式認証取得したが、これを全学に拡大し、平成15(2003)年9月16日に全学認証取得し、平成18(2006)年、平成21年(2009)年、平成24(2012)年に更新を行なった。

全学認証により、対象組織は全研究分野、教育研究施設、事務局、図書館、生活協同組合等にわたり、構成員も全教職員・学生に及び、これにより全ての本学の学生が環境マネジメントの経験をもって卒業していくこととなっている。

本学の認証取得の特色は、

- ① 学生も含めた全学認証取得は、全国の理工系大学で本学が初めてである。
- ② 大学全体がISO14001認証取得に取り組むことにより、大学の全構成員が環境問題の重要性を認識するほか、特に学生を構成員に含めていることにより「環境マインド」を持つ学生を育成・輩出することとなり、今後、彼らが企業や社会の第一線に立つことを考えると我が国全体の環境保全等の向上に極めて有効であり、このことは、これからの教育機関の責務の一つでもあると認識している。
- ③ これまで一部の学科等において実行していた電力、紙使用量削減等のISO14001での取り組みを全学に拡大することにより、環境改善、資源・エネルギーの節約、経費節減など実質的効果が大きいと考えられる。
- ④ 環境マネジメントプログラム実行計画書に数値目標を掲げており、3年間におけるエネルギー使用量の削減目標を掲げており、2013年には3年間におけるエネルギーの平均使用量(温室効果ガス排出量換算)を基準年度に対し3%削減することを目標数値に掲げて取り組んでいる。

法人化後の大学施設のマネジメントについては、文部科学省の有識者グループにより、2003年8月に提言がとりまとめられているが、その中で目標設定の例として、環境関連の国際標準規格である「ISO14001」の認証取得が挙げられている。大学全体として、法人化前にISO14001を取得したことにより、安全対策の徹底、環境への配慮など法人化への移行が円滑に進んでいる。

なお、本学では「ISO14001」維持のため、環境監査専門委員会を設け、自主検査による遵守確認等内部監査体制が充実している。

これら環境マネジメントシステムを中心とした継続的な環境への取組が評価され、特定非営利活動法人エコ・リーグが主催する「第6回エコ大学ランキング」（平成26年度）において、「廃棄物・資源循環」、「環境人材育成・研究」、「環境マネジメント・USR」の3つの部門で最高評価（5つ星）を獲得し、総合部門で「5つ星エコ大学」の一つに選ばれた。本学は、平成25年度も4位に入賞するなど、エコに関する取組が高く評価されている。また、京都市が大規模事業所を対象に事業ごみの減量及び再資源化への積極的な取組を表彰する「ごみ減量・3R活動優良事業所」に認定（平成25年度及び平成26年度）され、また、産業廃棄物の適正処理の確保や3Rの推進等の取組を表彰する「産廃処理・3R等優良事業場」にも認定（平成26年度）されるなど、廃棄物減量への継続的な取組も評価されている。

## 5-2 施設マネジメント

キャンパス全体について総合的かつ長期的視点から、教育研究活動に対応した適切な施設を確保・活用するため全学的な視点に立った施設マネジメントを、業務管理センターとしての環境・施設委員会（平成27（2015）年7月に法人直轄の「施設委員会」に改組予定）のもとに行っている。その具体的内容は、企画・計画、整備・補修、維持・管理の全般にわたる業務であり、次の施設マネジメント方針に基づき、大学のトップマネジメントとして位置づけ実施している。

### （1）施設マネジメント方針

大学における施設マネジメントの必要性については、文部科学省「今後の国立大学の施設管理に関する調査研究協力者会議」において、法人化後の国立大学には総合的・長期的視点に立った施設マネジメントの導入が必要であると提言されている。本学では、以下の項目を重点的に計画実行しているところである。

#### 1）教育研究環境の質の向上

- ① 快適な学習スペース、教育実験・実習施設ならびに研究スペースの充実整備と教育研究支援サービスの効果的实施が行えるスペース整備を図る。
- ② 実験系教育研究施設も多く、施設の安全性・信頼性を確保するとともに、労働安全衛生法に対応した整備、運用を行う。
- ③ 新たな教育研究分野の展開のために設置された教育研究プロジェクトセンターや繊維科学センターなどのスペースを確保し整備を図る。
- ④ 施設のセキュリティ管理の向上を目指す。
- ⑤ 老朽劣化している施設修繕箇所を解消すべく、その所要額の把握を行い、順次実施していく。

## ⑥ 法人化以降の実績および今後の課題

- ・ アスベスト除去工事は平成21（2009）年度をもってすべて完了した。
- ・ キャンパスアメニティ改善の一つとして、便所の改修工事を計画的に進めており、現状改修率は90%以上の進捗状況にある。
- ・ 耐震改修工事を契機に、大学院生及び若手研究者の室の確保、学部生に対する自習室の拡充確保、適正な講義室面積の確保を実現している。
- ・ 今後、建築設備面での全学的防犯対策、並びに緊急時の災害対応、特に緊急通報システムの拡充が課題である。

## （２）ユニバーサル・デザイン

施設整備に際しては、新営、改修を問わずユニバーサル・デザインを積極的に取り入れることとしている。

- ・ 法人化を契機にバリアフリー化整備計画を定め、エレベータ、スロープ、多目的便所等積極的に整備を行ってきた。エレベータについては、平成22（2010）年度に3号館講義棟エレベータ、平成24（2012）年度に本部棟エレベータ、平成25（2017）年度に3号館エレベータを設置した。また、6号館のエレベータを地階まで着床する仕様に改修し、バリアフリーの改善を行った。なお、本学にはエレベータが28基あり、改修済みは11基となっているが、地震時管制運転仕様の付加等改修の必要があるエレベータが5基あり、今後概算要求を行う等、予算を確保して改修を進める必要がある。

なお、エレベータは3階建て建物にほぼ設置が完了し、スロープも各建物に設置がほぼ完了した。また、多目的便所は計画の8割強が達成できており、今後は2階建て建物へのエレベータの設置、及び他のバリアフリー化項目の優先度を勘案しながら引き続き整備を進める。

サイン計画においては、従来より設置を進めてきたが、ユニバーサルデザイン化という視点においては、表記方法等において十分とは言えない部分がある。このため、全学的なサイン計画を今後検討する必要がある。

## 5-3 エネルギー供給計画

エコキャンパスの構築を目標に、建築・構造・設備を一体とした施設整備を行い、環境負荷低減と省資源さらには施設維持管理費の節約を図る。また、施設計画においては自然エネルギーの有効活用や新エネルギーシステムの導入などを積極的に検討していく。

エネルギー管理は、使用量を一元的に把握するとともに、建物毎の特性を考慮し、インフラの老朽化が著しく大きな地中埋設供給配管等の更新計画を立案し、計画的に予算獲得を行っていく必要がある。平成25（2013）年度のCO<sub>2</sub>排出量は、約6千tで平成22（2010）年度対比-9.8%の減少となり、各エネルギーの平成22（2010）年度対比は、電気は-10%、ガスは-4%、ボイラーのエネルギーである灯油は-99%、給水は-6%の削減傾向となっている。ボイラー設備は、平成24（2012）年度に全て廃止となり、空調エネルギーとしては、電気又はガスによることとなるが、建物使用用途また電力需給

のバランスを検討しつつ、適切なエネルギー供給の方式の計画立案が必要である。

2013年度の環境マネジメントプログラム実行計画書では、2013～2015年度のエネルギー使用量の削減目標では、2011～2013年度の平均使用量に対して、平均で年3%の削減目標を掲げ、大型改修による老朽機器の更新により、順調に削減を実施している。

また、インフラについては、平成27年3月に策定された文部科学省インフラ長寿命化基本計画（行動計画）に基づき、平成28年度までにインフラ長寿命化計画（行動計画）を立案することとしている。なお、各設備配管の経年調査を段階的に行っており、掌握できたものから年次計画を立案し、経年25年以上のものについては点検、診断を行い、その結果を踏まえ概算要求を行い、インフラの老朽改善を行うこととしている。

### （１）給水設備

松ヶ崎団地の給水割合は、市水供給25%、井水供給75%である。市水供給は、東構内全域と西構内の厨房施設系統及び各受水槽のバックアップ用に供給している。井水は、平成6（1994）年に井戸（深さ約70m）2基により、西構内の教育研究施設に供給している。送水管は、構内埋設給水主管により供給しているが、老朽化のため平成24（2016）年度に給水主管の更新が実施された。今後は、東構内の市水供給を井水供給に切り替える検討を行うと共に老朽化している井戸ケーシング、井水処理施設、処理後の受水槽及び揚水ポンプ設備等の更新が必要な状況・時期となっている。

嵯峨団地では、慢性的な漏水が全域にみられ、部分修繕を行っても、年々漏水量が増加していた。このため、緊急営繕として施設交付金の措置を受け、更新を行った。

基幹給水管設備のうち、松ヶ崎団地では、経年25年以上のものが3%、嵯峨団地では19%に減少した。しかし、残る吉田、西陣、等持院、京丹後の各団地はすべて経年25年以上となっており、早急な点検、診断を行うとともに更新計画を立案する必要がある。

### （２）排水設備

松ヶ崎団地の排水は、雨水排水、生活排水及び実験排水の3系統である。実験排水は実験排水貯留槽を経由後、生活排水と共に排水モニター装置で計測し、公共下水道に放流している。雨水排水は単独経路で河川放流となっている。いずれの排水主管も敷設後32年経過しているため、今後は、排水管路内の点検調査等の実施により、排水機能が阻害されている部分の改修が必要となっている。

なお、基幹排水設備のうち、経年25年以上のものが、松ヶ崎団地、嵯峨団地では72～75%を占めており、吉田、西陣、等持院、京丹後の各団地に至ってはすべて経年25年以上となっており、早急な点検、診断を行うとともに更新計画を立案する必要がある。

### （３）ガス設備

都市ガスは、西構内および東構内のそれぞれに引き込み各建物に供給している。主な用途は、一般系統として実験室ガスバーナー用、給湯用、厨房用であり、空調系統

は、ガスエンジンヒートポンプ式のエネルギー源として、夏季の電力需給抑制としても冷房熱源に使用している。

なお、基幹ガス配管設備のうち、経年25年以上のものが、松ヶ崎団地では81%を占め、借用地の京丹後団地では100%に達しており、早急な点検、診断を行うとともに更新計画を立案し、計画的な更新が必要である。

#### (4) 電気・通信設備

松ヶ崎団地では、特高(22,000V)で受電し、主たる建物の電気室に高圧(6,600V)で共同溝を経由又は、直埋設により送電している。各電気室内の変電設備は、平成25(2013)年度までに老朽化部分を計画的に更新した。今後も引き続き更新計画を立案し、計画的に更新する必要がある。このため、基幹電気・通信設備の経年調査を現在行っている。

## 6. 情報通信管理

現在、松ヶ崎団地の情報科学センターを中心とした、KITnet4(リング型トポロジネットワーク)基幹:10Gbps/末端:最大1Gbpsと、KITnet5(スター型トポロジネットワーク)基幹:10Gbps/末端:最大1Gbpsとで構成されている。KITnet4は平成20(2008)年に、KITnet5は平成24(2012)に敷設されたもので、ネットワーク機器の寿命はおおよそ8年程度と想定されるため、計画的に更新することが必要であり、そのための予算確保を推進する。

その他の計画としては、インターネット接続における国立情報学研究所SINETと商用ISPのより効率的な使い分け、光ケーブルとメタルケーブルのさらなる敷設による松ヶ崎キャンパス及び嵯峨キャンパスの有線および無線LAN使用可能エリアの拡大整備のみならず、松ヶ崎学生館(学生寄宿舍)、学生会館並びに学外の地域連携拠点や海外拠点を情報科学センターを中心とするネットワークとして整備することも課題であり、情報セキュリティ対策に配慮しつつ、これらの情報通信エッセ環境の整備を推進する。

## 7. 災害対策等

本学では、平成24(2012)年度から4月の第4水曜日を「環境安全教育デー」とし、通常の授業を行わず、全学で環境安全教育に取り組む日としている。1年生には構内の施設設備等に精通していない新入生に、有事の際の初動対応や安全な避難行動を習熟させるための防災教育と避難訓練、安否確認の実践を行っている。また環境マネジメント研修として、実験系サイトの4年生と大学院1年生は、環境安全衛生教育を、非実験系サイトの4年生には廃棄物・排水管理研修が行われている。また秋には「緊急事態対応訓練」として、消火器の使用訓練や避難訓練を実施している。

大地震時等に備えた、非常用食糧、飲料水などの備蓄を行っているが、保管場所として学内の空きスペースを確保することで対応してきており、管理上の課題となっていた。平成27(2015)年度中に、備蓄品を一括管理できる倉庫を松ヶ崎学生館の空地に建設す

る予定である。

また平成25（2013）年度に、自家発電設備を、松ヶ崎団地では、災害時における防災拠点としての情報伝達機能の確保のため、情報科学センターに隣接する9号館1階に300kW1基を設置した。嵯峨団地には、上記の機能の他停電時における遺伝資源保管機能、生体等の重要な実験資料の保存機能を確保するため自家発電設備100kW1基を設置した。

AEDは、学内各所に9台設置している。

## 8. 施設の保守管理ほか

### 8-1 運転・維持管理

松ヶ崎団地は、特高受変電所に外注業者が常駐し、施設・設備の運転・監視及び日常点検・維持管理・保守業務を行っている。嵯峨団地、吉田団地及び西陣団地は、上記の業務内において、電気設備、機械設備及び防災設備の定期点検業務を行っている。

エネルギーの使用量を建物毎にその他にもエレベーター設備保全、クレーン設備点検及び構内樹木剪定業務等数々の業務により、キャンパス環境の安全・快適性の確保・維持管理に努めている。

### 8-2 施設管理システム

本学では、大学施設の利用状況を実地調査し、そのデータをもとに下記の目的を持って施設管理システムを構築し、大学ホームページ上（学内のみ）で公開している。

- ① 狭隘状況だけでなく、使用頻度など使用状況の適切な把握
- ② 施設の利用状況などに関するデータベースシステムの構築
- ③ 面積の再配分、共同研究スペースの確保爾活用し、発生した余剰スペースを狭隘状況にある学科などの実験施設などのスペースとして使用する。

平成23（2011）年度に施設使用者の調査を行い、防火責任者、火気取扱責任者等使用者を全て把握した。平成26（2014）年度には増築や大規模改修に伴ってゾーニングの整理が進んだことから、更新調査を実施した。今後、施設マネジメントを更に効率的に行うため、学内ホームページに、掲載されている施設管理システムの更新を行う。

### 8-3 廃棄物処理計画

廃棄物処理法を順守し、環境マネジメントシステム（EMS）で実施している手順書に従うとともに、廃棄物の減量化およびリサイクルを積極的に推進して維持管理する。毎年5月に京都市に事業用大規模建築物減量計画書等により、次年度の計画書を提出している。

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物については、業者に委託しマニフェストを回収保管し、処理実績について報告書を京都市に提出する。一般廃棄物については、再資源化できる廃棄物と焼却・埋立処理するものとの分別収集の徹底を図っている。

本学学生は、留学生も含め、定められた収集日に廃棄物処理場に持ち込み、分別処理を日常作業として実施している。

平成 25 (2013) 年 10 月には、京都市から「ごみ減量・3R 活動優良事業所」の認定を受け、今後とも事業ごみの減量及び再資源化への積極的な取り組みが求められる。

#### 8-4 防犯計画

学内の防犯のため、時間外の施錠方式として主要な建物の出入口に電気錠を計画的に整備していく予定である。その解錠のシステムの選定については、今後、十分な検討を行う必要があるが、全体計画、及び必要設置費用については、学内予算要求を行い、環境・施設委員会(平成 27 (2015) 年 7 月より「施設委員会」)並びに、安全管理センター(平成 27 (2015) 年 7 月より「環境・安全管理センター」)で審議を継続し、優先順位を設定し、順次実施していく予定である。

#### 8-5 施設管理運用規則

本学の施設管理や運用については、理事をトップとした環境・施設委員会(平成 27 (2015) 年 7 月より「施設委員会」)を中心として、以下の規程等により運用している。これらの諸規定により、施設の整備、環境保全、施設の点検・評価、使用面積再配分、エネルギー管理や共同利用スペースの運用等を行っている。

環境・施設委員会では、平成 21 (2009) 年に「施設使用指針」を定め施設の管理運用に関する実用的な管理マニュアルとして活用しているが、今回の見直しにより新たな基準を策定する予定である。

施設マネジメント課関連規程等名
京都工芸繊維大学環境・施設委員会規則
京都工芸繊維大学環境・施設委員会施設整備計画専門部会細則
京都工芸繊維大学環境・施設委員会エネルギー管理専門部会細則
京都工芸繊維大学における共同利用に係る施設の活用に関する基本指針
京都工芸繊維大学共同利用スペース利用要項
京都工芸繊維大学共同利用スペースの利用料金等を定める要領

各規則等については、付録を参照されたい。

## 9. 結言

本キャンパス・マスタープランは、平成 18 (2006) 年度の大学改組時に、施設の効果的運用、都市内で果たす大学キャンパスの役割等に視点を置いて、その当時の現状分析とその後の本学施設のあり方、運用課題などについて策定したマスタープランから、平成 21 (2009) 年度の改訂を

経て、今回大幅な見直しを行ったものである。このため、本学のキャンパス整備、施設整備は、基本的に本マスタープランに基づいて行うものとする。しかしながらマスタープランは、固定的に考えるのではなく、毎年状況に応じてある程度見直すことが必要である。

実際、平成25（2013）年度には、平成24年度補正事業等により大型新営・改修工事が実施でき、これにより研究室の大幅なゾーニング集約化が図ることができた。

平成27（2015）年度には、残っている先端ファイブ科学専攻及び事務部門の集約の実施によりゾーニング整備はほぼ終盤を迎えることとなる。今後は、東部・西部駐輪場の自転車構内侵入防止対策の整備、駐車場の有料化を図る等、松ヶ崎キャンパスの交通問題の更なる改善と飛躍を目指している。

施設計画はある程度中長期的視野で立てられるべきではあるが、国立大学法人の施設費は最低限の維持管理費を除けば、基本的には国の年度毎の予算措置に依存しており、計画通りにいかないのが常である。国の財政事情が厳しい折、多様な財源を活用した施設整備計画も必要と考えている。

#### <学内会議等報告>

- ・平成27年3月24日 第9回 環境・施設委員会 協議・了承
- ・平成27年5月14日 第229回 役員会 報告・了承
- ・平成27年5月28日 第154回 教育研究評議会 報告・了承

## 付 録

### 京都工芸繊維大学環境・施設委員会規則

(平成 16 年 5 月 20 日制定)

**改正** 平成 16 年 7 月 15 日 平成 18 年 3 月 29 日  
平成 20 年 2 月 21 日 平成 22 年 3 月 26 日  
平成 24 年 7 月 1 日 平成 27 年 3 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人京都工芸繊維大学の組織に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 38 条第 2 項の規定に基づき、環境・施設委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 委員会は、本学の諸施設の整備、環境保全等に関する事項について審議、企画、実施する。

(構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 研究科長
- (3) 教育研究推進支援機構長
- (4) 各学域長
- (5) 事務局長
- (6) 総務企画課長
- (7) 施設マネジメント課長
- (8) 職員のうちから学長が指名する者 若干名

2 前項第 8 号の委員は、学長が委嘱する。

3 第 1 項第 8 号の委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 項第 1 号の委員のうちからあらかじめ学長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第 6 条 委員会に、必要に応じ、作業部会を置くことができる。

(雑則)

第 7 条 委員会に関する事務は、総務企画課環境・安全管理室及び施設マネジメント課において処理する。

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長の了承を得て委員長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 5 月 20 日から施行する。
- 2 京都工芸繊維大学施設委員会規程(平成 13 年 3 月 28 日制定)は、廃止する。
- 3 この規則の施行後、最初に指名される第 3 条第 1 項第 6 号の委員の任期については、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 16 年 7 月 15 日)

この規則は、平成 16 年 7 月 15 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 29 日)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 21 日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に指名される第 3 条第 1 項第 8 号の委員の任期については、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に指名される第 3 条第 1 項第 9 号の委員の任期については、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 24 年 7 月 1 日)

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に指名される第 3 条第 1 項第 10 号の委員の任期については、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

京都工芸繊維大学環境・施設委員会施設整備計画専門部会細則

(平成 16 年 6 月 21 日制定)

**改正** 平成 18 年 6 月 9 日 平成 20 年 2 月 21 日  
平成 21 年 1 月 8 日 平成 22 年 3 月 26 日  
平成 24 年 7 月 1 日 平成 25 年 4 月 22 日  
平成 27 年 3 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、京都工芸繊維大学環境・施設委員会規則(平成 16 年 5 月 20 日制定。以下「規則」という。)第 6 条の規定を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 環境・施設委員会に、施設整備計画専門部会(以下「部会」という。)を置く。

(業務)

第 3 条 部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 施設の整備計画に関する事項
- (2) 施設の点検・評価に関する事項
- (3) 使用面積再配分、共用施設空間確保その他の施設有効活用に関する事項
- (4) 施設の新たな整備手法等の導入に関する事項
- (5) その他施設の管理運営に関する事項

(構成)

第 4 条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 規則第 3 条第 1 項第 3 号及び第 8 号の委員のうちから、環境・施設委員会委員長(以下「委員長」という。)が指名する者 若干名
- (2) 施設マネジメント課長
- (3) 部会長が必要と認めた者 若干名

2 前項第 3 号の委員は、環境・施設委員会の議を経て学長が委嘱する。

3 第 1 項第 3 号の委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

(部会長)

第 5 条 部会に、部会長を置き、第 4 条第 1 項第 1 号の委員のうちから、あらかじめ委員長が指名した者をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 部会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第 7 条 部会に、必要に応じ、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループには、部会の委員以外の教職員を加えることができる。

3 ワーキンググループの構成員は、委員長が委嘱する。

(事務)

第8条 部会に関する事務は、施設マネジメント課において処理する。

(その他)

第9条 この細則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議を経て、学長の下承を得て部会長が定める。

附 則

この細則は、平成16年6月21日から施行する。

附 則(平成18年6月9日)

この細則は、平成18年6月9日から施行する。

附 則(平成20年2月21日)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年1月8日)

この細則は、平成21年1月8日から施行する。

附 則(平成22年3月26日)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月1日)

この細則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成25年4月22日)

この細則は、平成25年4月22日から施行する。

附 則(平成27年3月26日)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

京都工芸繊維大学環境・施設委員会エネルギー管理専門部会細則

(平成 16 年 6 月 21 日制定)

**改正** 平成 18 年 6 月 9 日 平成 20 年 2 月 21 日  
平成 22 年 3 月 26 日 平成 24 年 7 月 1 日  
平成 27 年 3 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、京都工芸繊維大学環境・施設委員会規則(平成 16 年 5 月 20 日制定。以下「規則」という。)第 6 条の規定を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 環境・施設委員会に、エネルギー管理専門部会(以下「部会」という。)を置く。

(業務)

第 3 条 部会は、エネルギーの使用の合理化その他のエネルギー管理に関する事項について調査審議する。

(構成)

第 4 条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 規則第 3 条第 1 項第 3 号及び第 8 号の委員のうちから、環境・施設委員会委員長(以下「委員長」という。)が指名する者 若干名
  - (2) 法令に基づき選任された本学のエネルギー管理員
  - (3) 各副課程長
  - (4) 生物資源フィールド科学教育研究センター及びショウジョウバエ遺伝資源センター遺伝資源センターの教員のうちから選出された者 1 名
  - (5) 施設マネジメント課長
  - (6) 部会長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第 4 号の委員は生物資源フィールド科学教育研究センター長及びショウジョウバエ遺伝資源センター長の合議による申出を経て、学長が委嘱する。
- 3 前項第 6 号の委員は、環境・施設委員会の議を経て学長が委嘱する。
- 4 第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 6 号の委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前項の委員は、再任されることができる。

(部会長)

第 5 条 部会に、部会長を置き、第 4 条第 1 項第 1 号の委員のうちから、あらかじめ委員長が指名した者をもって充てる。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 部会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(雑則)

第 7 条 部会に関する事務は、施設マネジメント課において処理する。

第 8 条 この細則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議を経て、学長の下承を得て部会長が定める。

附 則

この細則は、平成 16 年 6 月 21 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 9 日)

この細則は、平成 18 年 6 月 9 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 2 月 21 日)

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日)

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 1 日)

この細則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

京都工芸繊維大学における共同利用に係る施設の活用に関する基本指針

平成18年1月30日  
学 長 裁 定

(目的)

第1 この指針は、本学の総合研究棟その他の共同利用に係る施設の有効な利用を図るため、その全学的な管理運営の基準を定めることにより、優れた教育研究の成果を創出することを目的とする。

(定義)

第2 この指針において「共同利用目的施設」とは、本学の総合研究棟その他の建物及び教育研究センター等に設けられた施設部分であって、外部資金等を導入したプロジェクト研究その他の既存の組織の枠を超えた教育研究に対し、利用料金その他の費用を負担させ、期限を付して共同利用させるためのものをいう。

(利用の許可等)

第3 共同利用目的施設を利用しようとする者は、学長に申請し、その許可を受けなければならない。やむを得ない事由により利用中に施設・設備に改修等を加えようとする場合も、同様とする。

(利用許可の取消等)

第4 学長は、利用者が規則等に違反した場合その他共同利用目的施設の管理運営に重大な支障をきたすおそれがあると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることがある。

(利用者の責務)

第5 利用者は、法令、この指針その他の本学の関係規則等を遵守するとともに、施設管理等の必要上学長その他の本学の役職員が行う指示に従わなければならない。

2 利用者は、許可を受けた共同利用目的施設の利用に関して生じた物的又は人的な損害について、賠償責任を負う。

(利用期間)

第6 共同利用目的施設の利用期間には、それぞれ一定の限度を設けるものとする。ただし、特別の事由があると学長が認めたときは、更新、延長等を許可することができる。

(原状回復及び返還)

第7 利用者は、許可を受けた共同利用目的施設の利用が終了したとき又は学長が利用の許可を取り消したときは、当該利用者の負担により利用前の状況に回復したうえ、速やかにこれを返還しなければならない。

(各施設に関する定め)

第8 この指針に定めるもののほか、利用することのできる教育研究の範囲、利用者の範囲、利用期間、利用料金その他の必要な事項については、それぞれ当該施設に関する規則等に定めるところによる。

## 京都工芸繊維大学共同利用スペース利用要項

平成14年3月26日

学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、京都工芸繊維大学施設の有効活用に関する要項第3条第5項の規定に基づき、共同利用スペースの管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会による調査審議)

第2条 学長は、環境・施設委員会（以下「委員会」という。）の調査審議を経て、共同利用スペースの管理運営を行うものとする。

(対象となる教育研究)

第3条 共同利用スペースは、次に掲げるいずれかに該当する教育研究に利用するものとする。

- (1) 外部資金を用いて行われるプロジェクト研究
- (2) 学外との共同プロジェクト研究
- (3) 本学の教育研究組織を越えて実施される共同プロジェクト研究
- (4) その他学長が特に必要と認めたもの

(利用の申請及び許可)

第4条 共同利用スペースの利用は、前条各号に掲げるプロジェクト等を代表する本学の職員が申請するものとする。

- 2 前項に規定する職員は、学長に利用を申請し、その許可を受けなければならない。
- 3 学長は、前項の許可に必要な条件を付すことがある。

(利用者の範囲)

第5条 共同利用スペースを利用できる者は、本学の役員及び職員、本学の役員及び職員との共同研究を行う学外の研究者並びに本学の学生とする。

(利用責任者の義務)

第6条 共同利用スペースの利用の許可を受けた者（以下「利用責任者」という。）は、法令及びこの要項の規定並びに利用許可の条件を遵守するとともに、学長の指示に従わなければならない。

(施設・設備の変更等)

第7条 研究遂行上、やむをえず施設・設備に変更又は改修を加える必要が生じたときは、事前に学長に申請し、その許可を得なければならない。

- 2 前項に規定する変更又は改修に必要な費用は、利用責任者の負担とする。

(利用期間)

第8条 共同利用スペースの利用期間は、3年を超えることができない。ただし、学長が必要と認めた場合は、更新することができる。

- 2 第4条の規定は、前項ただし書の更新手続きについて準用する。この場合において、利用期間は2年を限度とする。
- 3 利用責任者は、利用の許可を受けた後、利用期間の短縮又は利用の中止を希望する場合は、学長に届け出るものとする。

(利用の取り消し等)

第9条 学長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、その利用許可を取り消し、又は利用を中止させることがある。

- (1) 法令及びこの要項の規定に違反したとき
- (2) 利用に関し虚偽の申請をしたとき

- (3) 第4条第3項に規定する利用許可の条件に違反したとき
- (4) 第6条に規定する学長の指示に違反したとき
- (5) その他共同利用スペースの管理運営に重大な支障をきたすおそれがあると認めたとき  
(利用料金)

第10条 利用責任者は、共同利用スペースの利用料金を負担しなければならない。

(利用経費)

第11条 利用責任者は、共同利用スペースの利用に係る経費を負担するものとする。

(利用料金の額等)

第12条 第10条に規定する料金の額、前条に規定する経費の範囲並びに前2条に規定する料金及び経費の負担の方法その他の必要な事項は、学長が定める。

(管理責任)

第13条 利用責任者は、当該共同利用スペースの管理責任を負うものとする。

(原状回復及び返還)

第14条 利用責任者は、当該共同利用スペースの利用が終了したとき又は第9条の規定により学長が利用の許可を取り消したときは、当該利用責任者の負担で利用前の状況に回復し、返還しなければならない。

(賠償責任)

第15条 利用責任者は、当該共同利用スペースの利用に関して生じたすべての物的又は人的な損害について、賠償責任を負うものとする。

2 利用者は、本学及び他の職員、学生等に損害を与えたときは、賠償責任を負う。

(事務)

第16条 共同利用スペースの管理運営に関する事務は、施設マネジメント課において処理する。

(その他)

第17条 この要項に定めるもののほか、共同利用スペースの管理運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成17年1月24日から実施する。

## 京都工芸繊維大学共同利用スペースの利用料金等を定める要領

〔平成14年12月19日〕  
学 長 裁 定

(趣旨)

第1 この要領は、京都工芸繊維大学共同利用スペース利用要項（以下「利用要項」という。）第12条の規定に基づき、共同利用スペースの利用料金及び利用経費（以下「利用料金等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の額)

第2 利用要項第10条に規定する利用料金の額は、利用面積1㎡当たり月額200円とする。

(利用経費の算定)

第3 利用要項第11条に規定する利用経費のうち、電気、ガス及び上下水道の使用料並びに学内の廃棄物集積場に搬入する廃棄物に係る処理費は、利用面積1㎡当たり月額200円とする。

2 同利用経費のうち、電話使用料については、利用責任者が実費を別途負担するものとする。

(月の途中の利用開始及び終了の場合)

第4 利用期間が月の途中に始まり、又は終わる場合は、当該月の利用料金等は、第3第2項の経費を除き、日割りにより算出するものとする。

(利用料金等の計算等)

第5 利用料金等は、毎四半期毎に計算し、利用責任者に通知するとともに、学内予算振替えを行う。

附 則

1 この要領は、平成15年4月1日から実施する。

2 第2に規定する利用料金及び第3に規定する利用経費については、利用推進等の観点から検討を加え、適当な時期に見直しを行うものとする。

京都工芸繊維大学15号館（COCプラザ）利用要項

〔平成26年10月29日〕  
学 長 裁 定

（趣旨）

第1条 この要項は、京都工芸繊維大学15号館（COCプラザ）内における、利用料金等を徴収し貸出を行う部屋（以下「利用スペース」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 利用スペースは、国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）が行う事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものに利用できるものとする。

- (1) 地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）
- (2) 地域社会、産業界との共同研究活動
- (3) 自治体や企業との地域の活性化活動
- (4) 技術者の養成、人材育成
- (5) 小学校、中学校及び高等学校を対象とした学びの場の提供
- (6) その他学長が特に必要と認めたもの

（利用の申請及び許可）

第3条 利用スペースは、別表のとおりとする。

2 利用スペースの利用は、前条各号に掲げる事業を代表する本学の職員が申請するものとする。

3 前項の職員は、学長に利用を申請し、その許可を受けるものとする。

4 学長は、前項の許可に必要な条件を付すことができる。

5 前条第1項第6号により、本学の教職員が研究打合せ等で利用する目的で許可を受けた場合については、前条第1項第1号から第5号の利用を優先することを条件に利用するものとする。

（利用者の範囲）

第4条 利用スペースを利用できる者（以下「利用者」という。）は、第2条各号に掲げる事業に参画する本学の役員、職員及び学生並びに学外の関係者とする。

（利用責任者及び利用者の義務）

第5条 第3条第3項の許可を受けた者（以下「利用責任者」という。）及び利用者は、法令及びこの要項並びに第3条第4項の規定により付された条件を遵守するとともに、学長の指示に従うものとする。

（利用スペースの変更等）

第6条 利用責任者は、事業の遂行上、やむをえず利用スペースに変更又は改修を加える必要が生じたときは、原状に回復することを条件として、事前に学長に申請し、その許可を得るものとする。

2 前項の変更又は改修及び原状回復に必要な費用は、利用責任者の負担とする。

（利用期間）

第7条 利用スペースの利用期間は、1週間以上6ヶ月以内とする。ただし、学長が必要と認めた場合は、利用期間を更新することができる。

2 第3条の規定は、前項ただし書の更新手続きについて準用する。この場合において、利用期間は1年を限度とし、それ以降の更新は認めない。

3 利用責任者は、利用の許可を受けた後、利用期間の短縮又は利用の中止を希望する場合は、学長に届け出るものとする。

(利用の取り消し等)

第8条 学長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用許可を取り消し、又は利用を中止させることがある。

- (1) 法令及びこの要項の規定に違反したとき。
- (2) 利用に関し虚偽の申請をしたとき。
- (3) 第3条第4項に規定する利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 第5条に規定する本学の指示に違反したとき。
- (5) その他利用スペースの管理運営に重大な支障をきたすおそれがあると認めるとき。

(利用料金)

第9条 利用責任者は、利用スペースの利用料金を負担するものとする。ただし、学長が必要と認めた場合は、利用料金の負担を不要とすることができる。

2 利用料金の額は、利用面積1㎡当たり週額50円とするものとし、1週間に満たない期間にあつては1週間分を負担するものとする。

(利用経費)

第10条 利用責任者は、利用スペースの利用に係る経費（以下「利用経費」という。）を負担するものとする。ただし、学長が必要と認めた場合は、利用経費の負担を不要とすることができる。

2 利用経費は、電気、ガス、電話使用料、上下水道の使用料並びに学内の廃棄物集積場に搬入する廃棄物に係る処理費とする。

3 電気、ガス、上下水道の使用料、学内の廃棄物集積場に搬入する廃棄物に係る処理費は、利用面積1㎡当たり週額50円とするものとし、1週間に満たない期間にあつては1週間分を負担するものとする。

4 電話使用料については、利用責任者が実費を別途負担するものとする。

(利用料金等の計算等)

第11条 利用料金及び利用経費は、利用期間毎に計算し、利用責任者に通知するとともに、学内予算の振替により徴収する。ただし、年度をまたいだ利用については、年度ごとに利用料金及び利用経費を案分し、当該年度ごとに学内予算の振替により徴収する。

(管理責任)

第12条 利用責任者は、利用スペースの管理責任を負うものとする。

(原状回復及び返還)

第13条 利用責任者は、利用スペースの利用期間が終了したとき又は第8条の規定により学長が利用の許可を取り消し若しくは利用を中止させたときは、利用責任者の負担で利用前の状況に回復し、返還するものとする。

(賠償責任)

第14条 利用責任者は、利用スペースの利用に関して生じたすべての物的又は人的な損害について、賠償責任を負うものとする。

2 利用者は、本学及び本学の役員、職員、学生並びに学外の関係者に損害を与えたときは、賠償責任を負う。

(事務)

第15条 利用スペースの管理運営に関する事務は、総務企画課地域・社会連携室において処理する。

(その他)

第16条 この要項に定めるもののほか、利用スペースの管理運営に関し必要な事項は、環境・施設委員会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

この要項は、平成26年10月29日から実施する。

別表

階	室 名	面積	備 考
1階	テクニカルエリア	262 m <sup>2</sup>	
2階	多目的コーポレーションエリア	181 m <sup>2</sup>	
2階	コミュニケーションエリア(演習室)	72 m <sup>2</sup>	
3階	多目的コラボレーションエリア(実験室仕様)	426 m <sup>2</sup>	
3階	多目的コラボレーションエリア(I T系)	143 m <sup>2</sup>	
3階	ミーティングルーム	48 m <sup>2</sup>	